

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（四）

小松 良正

一 序論

二 請求併合に関する規定

- (一) 一九六三年のミシガン一般裁判所規則における請求併合のルール（以上・第一九号）
- (二) 一九七八年の規則改正草案
- (三) 一九八五年のミシガン裁判所規則（2（1）（ト）まで第二二号）

三 当事者併合に関する規定

- (一) 序論
 - (二) 必要的当事者併合に関する規定（1（5）（ロ）まで二四号、3（4）まで本号）
 - (三) 任意的当事者併合に関する規定
- 四 請求併合のルールと当事者併合のルールとの関係
- 五 わが国の民事訴訟理論への示唆

(5) 必要的当事者併合の固定的な適用に対する Hazard 教授の批判

(ハ) 不可欠的当事者のルールの発展

約一七八〇年にいたるまで、大法官府裁判所は、ほぼ統一的に現在必要的当事者のルールとして知られているルール——ある紛争において利害関係を有するすべての者は、併合が不可能かまたは不便宜である場合を除いて当事者とされるべきであるとするルール——に従ってきたことがわかつた。⁽¹⁾ 不可欠的当事者のルールは、まさにこのようない定着した実務の背景に反して現われてきたのである。このルールは、裁判所が「完全な」裁判をするかそうでなければまつたく裁判をすべきではないとする原則を前提としている。⁽²⁾ こでは Hazard 教授が指摘する諸判例の中から二つの代表的な判例について考察することにする。まず第一に、Fell v. Brown 事件では、ある土地の所有者が、被告債権者 Brown のために譲渡抵当権(mortgage)を設定し、その所有者の死後、遺言に基づきその子が土地を相続した。その子は原告 Fell に対し七六ポンドの債務を負っていたため、原告のためにその土地にさらに譲渡抵当権を設定した。その後、被告 Brown がその土地の占有を始め継続していた。そして、その後その子が死亡し彼の甥が相続人となつた。原告 Fell は、Brown および相続人の甥を被告として訴えを提起し（ただし、相続人の甥はその当時アメリカにいる血を主張した）、設定者が被告に対して負う元本および利息の額、その土地に関する地代および利益を計算し、その「元本および利息を控除した残額を原告に支払い、もしそれが原告の請求に満たないときは、その土地を売却し売却代金から支払いを受けることを求めた。被告は異議を申し立て、相続人および譲渡抵当権設定者の人格代表者は本件の計算につき利害関係を有するから、それらの者の不在のまま手続を進行させることはできず、また相続人について、大法官である Thurlow 裁判官は、次のように判示した。

「私にとって、譲渡抵当権設定者またはその相続人を当事者とすることなく、手続を進行させることは不可能であると思われる。私は、外国にいる当事者が不在の場合の訴訟手続について積極的当事者または消極的当事者の区別がとられてきたことを認めるが、もつとも困難な点は、譲渡抵当権設定者の相続人を消極的当事者とよぶことがでくるかどうかである。自然な判決とは第二順位の譲渡抵当権者が第一順位の譲渡抵当権者から受け戻し、かつ譲渡抵当権設定者が彼から受け戻すか、受戻権を喪失させられるかどうかである。私は判決がこれほど不完全であつたような事例を憶えていない、したがつて、設定者の物的代表者(real representative)の出廷が必要とされるが、人格代表者(personal representative)の出廷は必要ではない。相続人は直ちに英國の法廷に出頭すべきであり、大法官は事件の延期を命じるものとする。」⁽⁴⁾

Hazard 教授は、Thurlow 裁判官が最初に不在者たる相続人を積極的当事者または消極的当事者と分類することでの問題を解決しようとしていることは興味深いとする。⁽⁵⁾ ゆいの区別が意味をもつとすれば、それはどのような不在

者が判決により拘束されるかを判断する基準としてであり、どのような不在者が併合されなければならないかのためのものではないのである。さらに、この分類はより正確にいえば、判決が記録記載された後の当事者の状況——判決の既判力の効果——を述べており、それらの者が訴訟当事者とされるよう併合が要求される状況を述べてはいないのである。しかし、Thurlow 裁判官はそのような分類に関心があつたのではなく、その判決が「完全な」ものではないといふ事実に関心をもつたのである。彼は本件での自然な判決とはその事件を完全に解決するものであると述べ、そのような判決は本件では言い渡すことができないとした。確かに不在者がいるときは、そのような判決を言い渡すことができないのかが問われて「とはできない。しかし、それにもかかわらず、裁判所はなんらかの判決を言い渡すことができないのかが問われてきたのである。⁽⁶⁾

この Fell v. Brown 事件の判決は、初期の連邦上の事件である Joy v. Wirtz 事件判決⁽⁷⁾において全面的に採用された。この事件での Washington 裁判官の考え方は、明確な引用はないにもかかわらず不可欠的当事者の概念を最高裁判所のルールとする「影響を与えた」とは明らかであると Hazard 教授は指摘する。⁽⁸⁾この事件では、被告 C. Wirtz より W. Wirtz が原告 Joy およびその他の債権者に対して債務を負っていたが、C. Wirtz が支払不能となり、彼に対して破産令状 (commission of bankruptcy) が発令された。そして、C. Wirtz の財産が債権者らのために処分されたため、債権者らは双方の被告の経営する会社から生じたすべての債務について C. Wirtz に対して免除 (release) する旨の書面を作成した。その後、破産令状が無効とされたため、原告のば W. Wirtz に対して債務の支払いを求めて訴えを提起したが、合同債務者の一人である C. Wirtz に対して免除がなされたことを理由に訴が排斥された。そこで、提起したが、合同債務者の一人である C. Wirtz に対して免除がなされたことを理由に訴が排斥された。そこで、

免除をなした債権者らのうち原告 Joy 1名が免除の取消 (set aside) し、W. Wirtz に対する債務支払いを求めて、巡回裁判所のエクイティ部に本訴を提起した。⁽⁹⁾これに対して、被告らは適切な当事者の欠缺を理由として訴状に対するディマラを申し立て、すべての債権者が併合されるべきを主張した。Washington 裁判官は、被告の主張を認容して次のように判示した。

「数名の債権者がある特定の財産から支払を受けなければならず、または彼らが同一の取引において結合しており、彼らの間に一定の関係が生じているときは、それらすべての者が併合されなければならない。そして被告は、債権者のそれぞれと同一の問題について争うことを義務付けられるべきでない……。その訴の目的は、免除を取り消すことであり、それはすべての債権者に同様に影響を及ぼし、また彼らのすべてがそれに結合している。裁判所はそれらの債権者の一部の者についてそれを取り消し、他の当事者についてそれを有効なものとしておくことはできない。また、すべての者がそれぞれ当事者とされ、または一部の者に代表されることによりすべての者が当事者とされるのでなければ、すべての者についてそれを取り消すことはできないのである……」。⁽¹⁰⁾

Washington 裁判官のこの意見のいくつかの点が考慮に値すると Hazard 教授は指摘する。まず第一に、それは適切かつ実際的な推論——多数の訴訟の回避と矛盾した結果の回避という要求——と、ある当事者については免除を取り消し他の者についてはそれを有効とするることはできないとする明らかに無意味な議論とを奇妙に結合させている点である。第二に、債権者間の関係を表わすために使用された、同一取引において「結合した」という用語は、後にフィールド法典で必要的併合の要件を述べるために使用されたものと同一のものである⁽¹¹⁾ことである。第三に、本件の事実

関係は、後の最高裁の *Shields v. Barrow* 事件⁽¹²⁾のそれとほぼ同一である点である。そして最後に、裁判所が原告に対して、必要的当事者のルールと州籍の相違との衝突を回避する方法として、クラス・アクションの利用を勧めたことである。⁽¹³⁾さて、その後、原告らは訴状の修正の許可を与えられたため、一人の債権者を除いたすべての債権者の名で訴を提起した。⁽¹⁴⁾それゆえ被告は再度ディマラを申し立てた。Washington 裁判官は被告のディマラを却下して次のように判示した。

「誰が当事者とされるべきであるかを判断する際、積極的当事者と消極的当事者とを区別することが必要である。すなわち、その訴訟の主題と請求されている救済に必然的に関係を有しており、それらの者の在廷なくして判決を言い渡すことのできない当事者と、形式的または消極的当事者であるため、併合されない者の権利に影響を及ぼすことなく、その救済を求める者に完全な救済を与えることのできる当事者との区別である。Fell v. Brown 事件が我々にそのルールを提示しており、またその例を提示している……。譲渡抵当権設定者またはその相続人は積極的当事者であるから、裁判所はその者の不在において手続を進める」とはできない。そして、彼が裁判所の召喚状の送達を受けない場合でもその当事者を不在のままにすることはできない。同様に、他の多くの事例に言及することができる。そしてそれらのすべてにおいて、私はある状況の下では必要性の答弁に従うことができるかどうか疑問を有するほど、そのルールは非常に固定的なものである。しかし、もし当事者とされていない者の権利に影響を及ぼすことなく、または判決を完全なものとするためその者に一定の行為をさせる必要なく判決を言い渡すことができるならば、不在者が裁判所の召喚状の送達に服しないときは、先例だけではなく理性もまたその者の不在において

手続を進める」とを認めるのである……」⁽¹⁵⁾

Washington 裁判官のこの第二の意見に対しても Hazard 教授は次のような批判を行なっている。⁽¹⁶⁾まず第一に、不在者を不可欠的当事者と呼ぶことのできる事例があるとすれば、第一の訴状で併合されなかつた債権者こそが、まさに Washington 裁判官自身の述べたルールによれば不可欠的当事者とされる事例であるとする。彼は第一の意見で、裁判所は債権者の一部について免除を取り消し他の債権者については有効とすることはできないと述べているが、このことは第二の訴状においてもそのままあてはまることなのである。⁽¹⁷⁾それにもかかわらず、彼は第一の意見でまさにそのような判決を裁判所は言い渡すであろうと述べているのである。第二に、彼は当事者とされるべき者を判断する際の基準として消極的当事者と積極的当事者の区別を採用しているが、もし彼がこれを必要的当事者と不可欠的当事者との区別に対応させていふのだとすれば、それは消極的当事者または形式的当事者と積極的当事者との間の眞の区別とは一致していないとする。形式的当事者とは、併合されておらずかつその訴訟の完全かつ効果的な解決のために併合される必要はないが、判決が形式上正当なものとなるよう適切に併合されうる者をいう。消極的当事者とは、その財産が在廷する財産の管理人の管理下にあり、それゆえその者の不在にもかかわらず責任を負うとされる者をいう。いずれの当事者も、その者の不在において判決を記録記載することができるのである。これに対してもその者の不在が判決を妨げるような当事者は存在しない。その者の不在が完全な判決を妨げるような当事者は存在するが、それはまったく別の事柄である。このに不可欠性のルールの誤謬が存在すると Hazard 教授は指摘する。⁽¹⁸⁾そして Fell v. Brown 事件と Joy v. Wirtz 事件の後のエクイティにおける当事者のルールの歴史は、妥協することのできない

ルルルをもつて、無益な努力の歴史であるとする。

(2)

- (1) Hazard, *Indispensable Party: The Historical Origin of a Procedural Phantom*, 61 COL. L. REV. 1254, at 1271 (1961).
- (2) *Ibid.*

- (3) Fell v. Brown (1787), 2 BRO. C. C. 276, 29 Eng. Rep. 151 (Ch.).

- (4) *Id.* at 279, 29 Eng. Rep. at 153.

- (5) Hazard, *supra* note 1, at 1274. 横濱の当事者と海運的当事者の区別については、拙稿「シガノ裁判所規則における請求併合の実際」(11) 国士館法学第一回四頁(平四) を参照。

- (6) Hazard, *supra* note 1, at 1275.

- (7) 13 Fed. Cas. 1172 (No. 7553) (C. C. D. Pa. 1806).

- (8) Hazard *supra* note 1, at 1278-1279.

- (9) 13 Fed. Cas. 1172 (No. 7553) (C. C. D. Pa. 1806); See also Joy v. Wurtz, 13 Fed. Cas. 1174 (No. 7555) (C. C. D. Pa. 1808).

判例の事実関係によれば、免除が錯認 (misapprehension) に基づいて原告が主張されたが、to set aside もう用語が使用され、〔（）〕や、「取消」も歸した。原告が、和同債務者の一人である C. Wirtz に対して免除をなしだが、それが他方の W. Wirtz に対する效力を生じたため、免除の錯認が主張された。また、原告が支払請求の前訴で免除を理由に敗訴した後、その免除の取消しに基いて本訴を提起することができるのかは疑問があるが、本訴のような主張が許されるのは、本訴が巡回裁判所のエクイティ部に提起されたるに付随するものであらうか。あるいは前訴で免除の取消しを主張することができるか。

- (10) 13 Fed. Cas. 1172 (No. 7553) (C. C. D. Pa. 1806).

- (11) ハーベー法典による必要的当事者併合の規定については拙稿・前掲注(5)国士館法学第一回号五六頁を参照。

- (12) 17 How. (58 U. S.) 130, 15 L. Ed. 158 (1855). との事件の詳細については拙稿・前掲注(5)国士館法学第一回六二頁一六

回四頁(平四)を参照。

- (13) Hazard, *supra* note 1, at 1279-1280.

(14) 13 Fed. Cas. 1172-1173 (No. 7554) (C. C. D. Pa. 1806). 免除をなした債権者の一人である A. Dubois がハーバード法科院や、州籍の相違に基づく裁判権との関係で併合でもだかだといふ。

- (15) *Id.* at 1173.

- (16) Hazard, *supra* note 1, at 1281.

- (17) *Ibid.*

- (18) *Id.* at 1282.

- (19) *Ibid.*

2 「シガノ」一般裁判所規則における必要的当事者併合のルール

一九六三年に施行されたシガノ一般裁判所規則において必要的当事者併合のルールを定めるのは規則110五である。この規定は次の通りである。

ルール110五 必要的当事者併合

- 1 必要的併合 ルール110八および110五・1の規定に服するいふを条件として、裁判所が完全な救済を

渡すためにその者の訴訟における在廷が必要となる者は当事者とされなければならず、原告または被告として併合され各自の利益に応じて整列されなければならない。

- 2 不併合の効果 第一項に規定される者が当事者とされざれば裁判所の管轄権に服するときは、裁判所はそ

れらの者を召喚して訴訟に出頭するよう命じることができ、また訴答の時期と順序を命じることができる。それらの者の合意または自発的出廷のみによりそれらの者について管轄権を獲得することができるときは、裁判所は手続を進行させ、裁判の挫折を防止するため在廷当事者に適切な救済を付与することができる。手続を進行させるかどうかを決定するため、裁判所は次のような点を考慮するものとする。

- (1) 併合されていない者の不在のままで原告勝訴の有効な判決を言い渡すことができるか。
- (2) 訴えが不併合を理由として却下されるとすれば、原告は他の効果的な救済方法を有するか。
- (3) 不併合により被告または併合されていない者に対して生ずる不利益。
- (4) そのような不利益が生ずる場合、それが裁判所の保護命令(protective order)または終局判決に包含された条項により回避されまたは軽減されうるか。

併合されるべきであった者を併合しなかつた場合でも、実体法の問題として原告が救済を受ける権利を有しないと判断されるときはいつでも、裁判所は原告敗訴の判決を言い渡すことができる。

3 併合されない者の氏名と不併合の理由の訴答

救済が求められている訴答において、訴答者は、知れたるときは併合されていないがすでに当事者たる者に完全な救済を付与しなければならないとすれば当事者となるべき者の氏名を述べなければならず、またそれらの者が併合されない理由を述べなければならない。

必要的当事者併合のルールを定める本条の第一項は一般に併合が必要とされる必要的当事者を、第二項は必要的当

事者を併合することができない場合に、手続を進行させるかどうかを判断するための基準を、第三項は併合されない者の氏名と不併合の理由の訴答を規定している。本条各項の詳細については、本条とほぼ同一の規定を有する一九八五年施行の改正ミシガン裁判所規則二・二〇〇⁽²¹⁾の必要な当事者併合のルールの検討の際に考察することとし、ここでは訴訟法改正に関する合同委員会の註釈を中心として本条の制定の経緯について考察を進めることにする。⁽²²⁾

(1) 必要的併合

ミシガン州における現行の必要な併合のルールは、コモン・ローと制定法の双方にその起源をもつものとされる。⁽²³⁾ コモン・ロー上の当事者の併合は、長期にわたるコモン・ロー上のルールの適用を受けてきたのであり、それはいくつかの点で裁判所法(Judicature Act)上の規定により修正を受けてきた。⁽²⁴⁾ エクイティ裁判所では、併合はその訴訟(cause)の完全な解決のために必要かつ適切なすべての者の在廷を要求するという伝統的なエクイティ上の訴訟手続の適用を受け、それは制定法により明文化されていた。⁽²⁵⁾ ミシガン州におけるコモン・ローとエクイティの統合により、必要的併合についての单一のルールをすべての民事訴訟に適用することができるという提案がなされたのである。⁽²⁶⁾ コモン・ローとエクイティとを統合した手続を有するほとんどの法域が、伝統的なエクイティ上の必要な併合のルールを採用し、それをすべての民事訴訟手続に適用してきた。⁽²⁷⁾ 連邦民事訴訟規則一九条は、多くの法域の規定を代表しているとする。このルールは「合同の利益」(joint interest)を有するすべての者の併合を要求しており、そのような当事者は必要な当事者と呼ばれてきた。⁽²⁸⁾ この連邦規則における「合同の利益」という語句の定義は多くの先例に依存するものであり、それらの先例の中で特に重要な先例が Shields v. Barrow 事件である。⁽²⁹⁾ この事件において、必要な当事

事者とは、裁判所がその事件に関連したすべての権利を調和せねばなりとより、その事件について判断し最終的にハレを解決して完全な裁判を行へ」とを要求するルールに従つて行動しなければ、その事件について判断し最終的にハレをおおいか「当事者とされぬぐれ者を指すとするルールが確立された。⁽³⁰⁾」*Shields* 事件判決のルールによれば、必要的当事者とは「まことに訴訟者が争うべき者を意味する」と述べてゐる。当事者とされぬぐれ者は「もっぱら裁判所がそのよう考へた者を意味する」。このような観念は、実際のところその紛争におけるすべての問題を可能な限り單一の訴訟手続において解決しようとするエクライティの本質的要素なのである。⁽³¹⁾「シガノ州においても、連邦規則と同様にローハ・ローとエクライティの統合によりエクライティの訴訟手続を一般的な形で適用する」とが薦められるのである。連邦規則一九条が「のよいたるルールの定式化のための適切な模範」とされる一方で、それは幾つかの重要な点で修正された。その一つとして、規則110五第一項は連邦規則一九条における技巧的な「合団の利益」とから規定を使用せよと、*Shields* 事件における政治的な原則を直接に使用していふわれた。⁽³²⁾

- (20) MICHIGAN GENERAL COURT RULES, RULE 205 (1963).
- (21) See MICHIGAN COURT RULES, RULE 2. 205 (1985).
- (22) See COMMITTEE NOTES ON RULE 205, *reprinted in* 1 J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED 538 (1962 & Pocket Part 1984). ポケット部分は注釈の欄で「この規定は連邦規則110五第一項は連邦規則一九条における技巧的な「合団の利益」」とある。
- (23) *Id.* at 539.
- (24) *Ibid.*
- (25) C. L. 1948, § 612. 10. ⑮の規定は、次のよう規定である。すなはち「エクライティ上のすべての訴訟において、訴訟の主題および請求された救済について利益を有するすべての者は、原告として併合することができ、また原告に対する利益を有しましたが主張する者は被告とされらる。」やれる者は、彼の在廷がその訴訟事件の完全な解決のために必要とされまたは適切であるやがれ、この時点においても当事者とされらる。組合した利益(united interest)を有する者は、その原告または被告と同一の側に併合されなければならぬ。併合を担む者があらわれば、彼はそのよいたる理由に基づくと被告とされらる。
- (26) 1. J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 22, at 539.
- (27) *Ibid.*
- (28) *Ibid.* 一九二八年制定の連邦民事訴訟規則一九条についての詳細な研究として、高橋宏志「必要的共同訴訟論の詮み(1)」法協九二卷五号五一三頁一五三六頁(昭五〇)を参照。また、拙稿・前掲注(5) 国士館法学第一四号五八頁一六六頁参照。
- (29) 17 How. (58 U. S.) 130, 15 L. Ed. 158 (1855).
- (30) *Id.* at 139, 15 L. Ed. 160. ⑮の事件の詳細について、高橋・前掲注(28) 法協九二卷五三七頁以下。および拙稿・前掲注(5) 国士館法学第一四号六一頁一六四頁参照。
- (31) 1 J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 22, at 539.
- (32) *Ibid.*
- (33) *Id.* at 539, 547.

(2) 必要的当事者と不可欠的当事者の区別

この訴訟事件の完全な裁判のために必要な適切なすべての者が当事者として併合されねばならないとする前提がある場合、次の問題としてそれらの者を併合するかやしない場合やいかなるかと、争点が生じる。そのような

一般的な状況は、必要的当事者が裁判所の召喚状の及ぶ範囲外にいるためその者の同意または自発的な出廷がなければその者を引き込むことができないような場合である。そのような場合に、裁判所は手続きを進行させ在廷している当事者の権利について判断すべきであるのか、あるいは併合されるべき者の不在を理由として直ちに訴を却下すべきであるのか。エクイティ裁判所は長くこのような問題に直面してきたのであり、その結果裁判所は二種類の必要的当事者が存在するものと推論してきた。一方は真に必要な者であり、他方は条件的に必要な者である。真に必要な者は一般に不可欠な者と呼ばれてきた。⁽³⁵⁾

利害関係を有する不在者を識別するため使用される名称とは別に、どのような場合に裁判所は手続きを進行させた進行させるべきでないのかという問題が依然として残る。次のような Shields 事件判決における意見が、再度従うべき適切なルールを提示しているとする。⁽³⁶⁾ この判決によれば、「その紛争において利害関係を有するだけでなく、その者の利益に影響を与えることなしには、またはその終局的な終了が衡平と良心とにまつたく反するような状態にその紛争をおくことなしには終局判決を言い渡すことができないような利益を有する者」が不可欠的当事者であり、その者が在廷しなければ裁判所は手続きを進めることができない、と述べられている。⁽³⁷⁾ そしてその後に、「しかしそれらの者の利益が在廷当事者間の利益と分離することができ、それゆえ不在当事者に影響を与えることなく裁判所が訴訟手続きを進行させ完全かつ終局的な裁判を行なうことができるならば、それらの者は不可欠的当事者ではない」。⁽³⁸⁾ 以上の点から、裁判所は「必要的当事者」の不在の場合にはまさに訴訟手続きを進行させるべきであるが、「不可欠的当事者」の不在の場合には訴訟手続きを進行させるべきではないと結論づけることができる。⁽³⁹⁾

こののような必要的当事者と不可欠的当事者との区別は、連邦規則一九条においても維持されてきた。前述のように、連邦規則一九条(a)項は、「合同の利益」を有する者、すなわち必要的当事者の併合を要求している。⁽⁴⁰⁾ 次に(b)項はあたかも併合されなければならない二種類の者、すなわち条件的に必要な当事者と不可欠的な当事者とが存在するものとして起草された。⁽⁴¹⁾ 条件的に必要な当事者とは(b)項において、「不可欠ではないが、在廷する当事者間に完全な救済を付与しなければならないとすれば当事者とされるべき者」として述べられている。そのような者が当事者とされていない場合、裁判所はそれらの者が出廷するよう召喚することを命じられている。それらの者を召喚する事が管轄権上不可能なときは、裁判所はそれらの者の在廷なしに訴訟手続きを進行させるかどうかを判断することを命ぜられる。⁽⁴²⁾ このようなルールから推論されまたそれに関連した判例から支持されることは、裁判所は不可欠的当事者の不在の場合には訴訟手続きを進行させるべきではないということである。それゆえ、連邦規則一九条における(a)項と(b)項の双方から導かれる結論は、以前のエクイティ上の手続の下で行われたものと同一である。それは現在、ミシガン州裁判所のエクイティ部で適用することができる定式と同一のものである。⁽⁴³⁾

エクイティ裁判所において発展しかつ連邦規則一九条により定式化された必要的当事者と不可欠的当事者の区別は、理論的には適切な訴訟手続き上のルールである。しかし、それはあらゆる事件において適切に適用されてきたわけではない。裁判所は、その不在当事者が実際にその救済の付与にとり不可欠な者であるかを十分考慮せずに、不可欠的当事者の欠缺を理由に訴訟を却下しようとするとある。しばしば引用される *Shields v. Barrow* 事件判決における意見でさえもそのように主張してきた。⁽⁴⁴⁾ 不可欠性は、まさにそれぞれの特定の事件の事実についての十分な考慮に

基⁽⁴⁵⁾で⁽⁴⁶⁾こ⁽⁴⁷⁾てのみ適切に到達する⁽⁴⁸⁾いと⁽⁴⁹⁾のや⁽⁵⁰⁾わ⁽⁵¹⁾る結論⁽⁵²⁾なのである。」⁽⁵³⁾のような考慮を確實なもの⁽⁵⁴⁾、また単なる名称⁽⁵⁵⁾の依存をやめ⁽⁵⁶⁾やるため、規則⁽⁵⁷⁾110五第一項は「⁽⁵⁸⁾これらの要素のうちも⁽⁵⁹⁾とも重要なものを明記⁽⁶⁰⁾している。「⁽⁶¹⁾必要的」およ⁽⁶²⁾「⁽⁶³⁾不可欠的」という用語は必要的併合のルールのいずれにも現われてい⁽⁶⁴⁾ない。その結果、当事者⁽⁶⁵⁾が⁽⁶⁶⁾者⁽⁶⁷⁾が在廷して⁽⁶⁸⁾いない場合に裁判所が判断すべき事項が明確に定式化⁽⁶⁹⁾されたとする。

要約すれば、規則⁽⁷⁰⁾110五は民事訴訟の当事者と⁽⁷¹⁾われぬ⁽⁷²⁾ことが望⁽⁷³⁾められた当事者と⁽⁷⁴⁾われな⁽⁷⁵⁾ければなら⁽⁷⁶⁾ない者を裁判所が判断する⁽⁷⁷⁾いと⁽⁷⁸⁾に助力しよ⁽⁷⁹⁾うとする規定である。規則⁽⁸⁰⁾110五第一項は、完全な救済の付与のために必要と⁽⁸¹⁾われる者の併合を要求して⁽⁸²⁾いる。それによ⁽⁸³⁾つて、裁判所は自⁽⁸⁴⁾らの活動力を維持し、また単一の訴訟において完全な裁判を行なう⁽⁸⁵⁾べきである。他方において、規則⁽⁸⁶⁾110五第二項は、当事者と⁽⁸⁷⁾われぬ⁽⁸⁸⁾者を併合す⁽⁸⁹⁾べきが⁽⁹⁰⁾で⁽⁹¹⁾ないような事例において、裁判所が一定の救済を付与する⁽⁹²⁾いと⁽⁹³⁾を認めて⁽⁹⁴⁾いる。後者の場合、裁判所は便宜性^(expediency)と完全な救済と⁽⁹⁵⁾いう要請を、多数の訴訟または救済の不存在と⁽⁹⁶⁾う可能性と比較衡量する⁽⁹⁷⁾いと⁽⁹⁸⁾を命じられる。それゆえ、真の争点を裁判所に提示する⁽⁹⁹⁾いと⁽¹⁰⁰⁾で、裁判所は⁽¹⁰¹⁾ハイティだけではなく⁽¹⁰²⁾コモン⁽¹⁰³⁾・ロー⁽¹⁰⁴⁾上の訴訟においても容易に適切な必要な併合の理論を適用する⁽¹⁰⁵⁾いと⁽¹⁰⁶⁾が⁽¹⁰⁷⁾である。

- (37) 17 How. (58 U. S.) 139, 15L. Ed. 160 (1855).
- (38) *Ibid.*
- (39) 1 J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 22, at 540.
- (40) See 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, FEDERAL PRACTICE ¶ 19.01-1 [1] (2d. ed. 1990); 7 C. WRIGHT & A. MILLER, FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE: CIVIL § 1604, at 32 (1972). 「⁽¹⁰⁸⁾必⁽¹⁰⁹⁾要⁽¹¹⁰⁾」⁽¹¹¹⁾無⁽¹¹²⁾・⁽¹¹³⁾無⁽¹¹⁴⁾・⁽¹¹⁵⁾無⁽¹¹⁶⁾・⁽¹¹⁷⁾無⁽¹¹⁸⁾・⁽¹¹⁹⁾無⁽¹²⁰⁾・⁽¹²¹⁾無⁽¹²²⁾・⁽¹²³⁾無⁽¹²⁴⁾・⁽¹²⁵⁾無⁽¹²⁶⁾・⁽¹²⁷⁾無⁽¹²⁸⁾・⁽¹²⁹⁾無⁽¹³⁰⁾・⁽¹³¹⁾無⁽¹³²⁾・⁽¹³³⁾無⁽¹³⁴⁾・⁽¹³⁵⁾無⁽¹³⁶⁾・⁽¹³⁷⁾無⁽¹³⁸⁾・⁽¹³⁹⁾無⁽¹⁴⁰⁾・⁽¹⁴¹⁾無⁽¹⁴²⁾・⁽¹⁴³⁾無⁽¹⁴⁴⁾・⁽¹⁴⁵⁾無⁽¹⁴⁶⁾・⁽¹⁴⁷⁾無⁽¹⁴⁸⁾・⁽¹⁴⁹⁾無⁽¹⁵⁰⁾・⁽¹⁵¹⁾無⁽¹⁵²⁾・⁽¹⁵³⁾無⁽¹⁵⁴⁾・⁽¹⁵⁵⁾無⁽¹⁵⁶⁾・⁽¹⁵⁷⁾無⁽¹⁵⁸⁾・⁽¹⁵⁹⁾無⁽¹⁶⁰⁾・⁽¹⁶¹⁾無⁽¹⁶²⁾・⁽¹⁶³⁾無⁽¹⁶⁴⁾・⁽¹⁶⁵⁾無⁽¹⁶⁶⁾・⁽¹⁶⁷⁾無⁽¹⁶⁸⁾・⁽¹⁶⁹⁾無⁽¹⁷⁰⁾・⁽¹⁷¹⁾無⁽¹⁷²⁾・⁽¹⁷³⁾無⁽¹⁷⁴⁾・⁽¹⁷⁵⁾無⁽¹⁷⁶⁾・⁽¹⁷⁷⁾無⁽¹⁷⁸⁾・⁽¹⁷⁹⁾無⁽¹⁸⁰⁾・⁽¹⁸¹⁾無⁽¹⁸²⁾・⁽¹⁸³⁾無⁽¹⁸⁴⁾・⁽¹⁸⁵⁾無⁽¹⁸⁶⁾・⁽¹⁸⁷⁾無⁽¹⁸⁸⁾・⁽¹⁸⁹⁾無⁽¹⁹⁰⁾・⁽¹⁹¹⁾無⁽¹⁹²⁾・⁽¹⁹³⁾無⁽¹⁹⁴⁾・⁽¹⁹⁵⁾無⁽¹⁹⁶⁾・⁽¹⁹⁷⁾無⁽¹⁹⁸⁾・⁽¹⁹⁹⁾無⁽²⁰⁰⁾・⁽²⁰¹⁾無⁽²⁰²⁾・⁽²⁰³⁾無⁽²⁰⁴⁾・⁽²⁰⁵⁾無⁽²⁰⁶⁾・⁽²⁰⁷⁾無⁽²⁰⁸⁾・⁽²⁰⁹⁾無⁽²¹⁰⁾・⁽²¹¹⁾無⁽²¹²⁾・⁽²¹³⁾無⁽²¹⁴⁾・⁽²¹⁵⁾無⁽²¹⁶⁾・⁽²¹⁷⁾無⁽²¹⁸⁾・⁽²¹⁹⁾無⁽²²⁰⁾・⁽²²¹⁾無⁽²²²⁾・⁽²²³⁾無⁽²²⁴⁾・⁽²²⁵⁾無⁽²²⁶⁾・⁽²²⁷⁾無⁽²²⁸⁾・⁽²²⁹⁾無⁽²³⁰⁾・⁽²³¹⁾無⁽²³²⁾・⁽²³³⁾無⁽²³⁴⁾・⁽²³⁵⁾無⁽²³⁶⁾・⁽²³⁷⁾無⁽²³⁸⁾・⁽²³⁹⁾無⁽²⁴⁰⁾・⁽²⁴¹⁾無⁽²⁴²⁾・⁽²⁴³⁾無⁽²⁴⁴⁾・⁽²⁴⁵⁾無⁽²⁴⁶⁾・⁽²⁴⁷⁾無⁽²⁴⁸⁾・⁽²⁴⁹⁾無⁽²⁵⁰⁾・⁽²⁵¹⁾無⁽²⁵²⁾・⁽²⁵³⁾無⁽²⁵⁴⁾・⁽²⁵⁵⁾無⁽²⁵⁶⁾・⁽²⁵⁷⁾無⁽²⁵⁸⁾・⁽²⁵⁹⁾無⁽²⁶⁰⁾・⁽²⁶¹⁾無⁽²⁶²⁾・⁽²⁶³⁾無⁽²⁶⁴⁾・⁽²⁶⁵⁾無⁽²⁶⁶⁾・⁽²⁶⁷⁾無⁽²⁶⁸⁾・⁽²⁶⁹⁾無⁽²⁷⁰⁾・⁽²⁷¹⁾無⁽²⁷²⁾・⁽²⁷³⁾無⁽²⁷⁴⁾・⁽²⁷⁵⁾無⁽²⁷⁶⁾・⁽²⁷⁷⁾無⁽²⁷⁸⁾・⁽²⁷⁹⁾無⁽²⁸⁰⁾・⁽²⁸¹⁾無⁽²⁸²⁾・⁽²⁸³⁾無⁽²⁸⁴⁾・⁽²⁸⁵⁾無⁽²⁸⁶⁾・⁽²⁸⁷⁾無⁽²⁸⁸⁾・⁽²⁸⁹⁾無⁽²⁹⁰⁾・⁽²⁹¹⁾無⁽²⁹²⁾・⁽²⁹³⁾無⁽²⁹⁴⁾・⁽²⁹⁵⁾無⁽²⁹⁶⁾・⁽²⁹⁷⁾無⁽²⁹⁸⁾・⁽²⁹⁹⁾無⁽³⁰⁰⁾・⁽³⁰¹⁾無⁽³⁰²⁾・⁽³⁰³⁾無⁽³⁰⁴⁾・⁽³⁰⁵⁾無⁽³⁰⁶⁾・⁽³⁰⁷⁾無⁽³⁰⁸⁾・⁽³⁰⁹⁾無⁽³¹⁰⁾・⁽³¹¹⁾無⁽³¹²⁾・⁽³¹³⁾無⁽³¹⁴⁾・⁽³¹⁵⁾無⁽³¹⁶⁾・⁽³¹⁷⁾無⁽³¹⁸⁾・⁽³¹⁹⁾無⁽³²⁰⁾・⁽³²¹⁾無⁽³²²⁾・⁽³²³⁾無⁽³²⁴⁾・⁽³²⁵⁾無⁽³²⁶⁾・⁽³²⁷⁾無⁽³²⁸⁾・⁽³²⁹⁾無⁽³³⁰⁾・⁽³³¹⁾無⁽³³²⁾・⁽³³³⁾無⁽³³⁴⁾・⁽³³⁵⁾無⁽³³⁶⁾・⁽³³⁷⁾無⁽³³⁸⁾・⁽³³⁹⁾無⁽³⁴⁰⁾・⁽³⁴¹⁾無⁽³⁴²⁾・⁽³⁴³⁾無⁽³⁴⁴⁾・⁽³⁴⁵⁾無⁽³⁴⁶⁾・⁽³⁴⁷⁾無⁽³⁴⁸⁾・⁽³⁴⁹⁾無⁽³⁵⁰⁾・⁽³⁵¹⁾無⁽³⁵²⁾・⁽³⁵³⁾無⁽³⁵⁴⁾・⁽³⁵⁵⁾無⁽³⁵⁶⁾・⁽³⁵⁷⁾無⁽³⁵⁸⁾・⁽³⁵⁹⁾無⁽³⁶⁰⁾・⁽³⁶¹⁾無⁽³⁶²⁾・⁽³⁶³⁾無⁽³⁶⁴⁾・⁽³⁶⁵⁾無⁽³⁶⁶⁾・⁽³⁶⁷⁾無⁽³⁶⁸⁾・⁽³⁶⁹⁾無⁽³⁷⁰⁾・⁽³⁷¹⁾無⁽³⁷²⁾・⁽³⁷³⁾無⁽³⁷⁴⁾・⁽³⁷⁵⁾無⁽³⁷⁶⁾・⁽³⁷⁷⁾無⁽³⁷⁸⁾・⁽³⁷⁹⁾無⁽³⁸⁰⁾・⁽³⁸¹⁾無⁽³⁸²⁾・⁽³⁸³⁾無⁽³⁸⁴⁾・⁽³⁸⁵⁾無⁽³⁸⁶⁾・⁽³⁸⁷⁾無⁽³⁸⁸⁾・⁽³⁸⁹⁾無⁽³⁹⁰⁾・⁽³⁹¹⁾無⁽³⁹²⁾・⁽³⁹³⁾無⁽³⁹⁴⁾・⁽³⁹⁵⁾無⁽³⁹⁶⁾・⁽³⁹⁷⁾無⁽³⁹⁸⁾・⁽³⁹⁹⁾無⁽⁴⁰⁰⁾・⁽⁴⁰¹⁾無⁽⁴⁰²⁾・⁽⁴⁰³⁾無⁽⁴⁰⁴⁾・⁽⁴⁰⁵⁾無⁽⁴⁰⁶⁾・⁽⁴⁰⁷⁾無⁽⁴⁰⁸⁾・⁽⁴⁰⁹⁾無⁽⁴¹⁰⁾・⁽⁴¹¹⁾無⁽⁴¹²⁾・⁽⁴¹³⁾無⁽⁴¹⁴⁾・⁽⁴¹⁵⁾無⁽⁴¹⁶⁾・⁽⁴¹⁷⁾無⁽⁴¹⁸⁾・⁽⁴¹⁹⁾無⁽⁴²⁰⁾・⁽⁴²¹⁾無⁽⁴²²⁾・⁽⁴²³⁾無⁽⁴²⁴⁾・⁽⁴²⁵⁾無⁽⁴²⁶⁾・⁽⁴²⁷⁾無⁽⁴²⁸⁾・⁽⁴²⁹⁾無⁽⁴³⁰⁾・⁽⁴³¹⁾無⁽⁴³²⁾・⁽⁴³³⁾無⁽⁴³⁴⁾・⁽⁴³⁵⁾無⁽⁴³⁶⁾・⁽⁴³⁷⁾無⁽⁴³⁸⁾・⁽⁴³⁹⁾無⁽⁴⁴⁰⁾・⁽⁴⁴¹⁾無⁽⁴⁴²⁾・⁽⁴⁴³⁾無⁽⁴⁴⁴⁾・⁽⁴⁴⁵⁾無⁽⁴⁴⁶⁾・⁽⁴⁴⁷⁾無⁽⁴⁴⁸⁾・⁽⁴⁴⁹⁾無⁽⁴⁵⁰⁾・⁽⁴⁵¹⁾無⁽⁴⁵²⁾・⁽⁴⁵³⁾無⁽⁴⁵⁴⁾・⁽⁴⁵⁵⁾無⁽⁴⁵⁶⁾・⁽⁴⁵⁷⁾無⁽⁴⁵⁸⁾・⁽⁴⁵⁹⁾無⁽⁴⁶⁰⁾・⁽⁴⁶¹⁾無⁽⁴⁶²⁾・⁽⁴⁶³⁾無⁽⁴⁶⁴⁾・⁽⁴⁶⁵⁾無⁽⁴⁶⁶⁾・⁽⁴⁶⁷⁾無⁽⁴⁶⁸⁾・⁽⁴⁶⁹⁾無⁽⁴⁷⁰⁾・⁽⁴⁷¹⁾無⁽⁴⁷²⁾・⁽⁴⁷³⁾無⁽⁴⁷⁴⁾・⁽⁴⁷⁵⁾無⁽⁴⁷⁶⁾・⁽⁴⁷⁷⁾無⁽⁴⁷⁸⁾・⁽⁴⁷⁹⁾無⁽⁴⁸⁰⁾・⁽⁴⁸¹⁾無⁽⁴⁸²⁾・⁽⁴⁸³⁾無⁽⁴⁸⁴⁾・⁽⁴⁸⁵⁾無⁽⁴⁸⁶⁾・⁽⁴⁸⁷⁾無⁽⁴⁸⁸⁾・⁽⁴⁸⁹⁾無⁽⁴⁹⁰⁾・⁽⁴⁹¹⁾無⁽⁴⁹²⁾・⁽⁴⁹³⁾無⁽⁴⁹⁴⁾・⁽⁴⁹⁵⁾無⁽⁴⁹⁶⁾・⁽⁴⁹⁷⁾無⁽⁴⁹⁸⁾・⁽⁴⁹⁹⁾無⁽⁵⁰⁰⁾・⁽⁵⁰¹⁾無⁽⁵⁰²⁾・⁽⁵⁰³⁾無⁽⁵⁰⁴⁾・⁽⁵⁰⁵⁾無⁽⁵⁰⁶⁾・⁽⁵⁰⁷⁾無⁽⁵⁰⁸⁾・⁽⁵⁰⁹⁾無⁽⁵¹⁰⁾・⁽⁵¹¹⁾無⁽⁵¹²⁾・⁽⁵¹³⁾無⁽⁵¹⁴⁾・⁽⁵¹⁵⁾無⁽⁵¹⁶⁾・⁽⁵¹⁷⁾無⁽⁵¹⁸⁾・⁽⁵¹⁹⁾無⁽⁵²⁰⁾・⁽⁵²¹⁾無⁽⁵²²⁾・⁽⁵²³⁾無⁽⁵²⁴⁾・⁽⁵²⁵⁾無⁽⁵²⁶⁾・⁽⁵²⁷⁾無⁽⁵²⁸⁾・⁽⁵²⁹⁾無⁽⁵³⁰⁾・⁽⁵³¹⁾無⁽⁵³²⁾・⁽⁵³³⁾無⁽⁵³⁴⁾・⁽⁵³⁵⁾無⁽⁵³⁶⁾・⁽⁵³⁷⁾無⁽⁵³⁸⁾・⁽⁵³⁹⁾無⁽⁵⁴⁰⁾・⁽⁵⁴¹⁾無⁽⁵⁴²⁾・⁽⁵⁴³⁾無⁽⁵⁴⁴⁾・⁽⁵⁴⁵⁾無⁽⁵⁴⁶⁾・⁽⁵⁴⁷⁾無⁽⁵⁴⁸⁾・⁽⁵⁴⁹⁾無⁽⁵⁵⁰⁾・⁽⁵⁵¹⁾無⁽⁵⁵²⁾・⁽⁵⁵³⁾無⁽⁵⁵⁴⁾・⁽⁵⁵⁵⁾無⁽⁵⁵⁶⁾・⁽⁵⁵⁷⁾無⁽⁵⁵⁸⁾・⁽⁵⁵⁹⁾無⁽⁵⁶⁰⁾・⁽⁵⁶¹⁾無⁽⁵⁶²⁾・⁽⁵⁶³⁾無⁽⁵⁶⁴⁾・⁽⁵⁶⁵⁾無⁽⁵⁶⁶⁾・⁽⁵⁶⁷⁾無⁽⁵⁶⁸⁾・⁽⁵⁶⁹⁾無⁽⁵⁷⁰⁾・⁽⁵⁷¹⁾無⁽⁵⁷²⁾・⁽⁵⁷³⁾無⁽⁵⁷⁴⁾・⁽⁵⁷⁵⁾無⁽⁵⁷⁶⁾・⁽⁵⁷⁷⁾無⁽⁵⁷⁸⁾・⁽⁵⁷⁹⁾無⁽⁵⁸⁰⁾・⁽⁵⁸¹⁾無⁽⁵⁸²⁾・⁽⁵⁸³⁾無⁽⁵⁸⁴⁾・⁽⁵⁸⁵⁾無⁽⁵⁸⁶⁾・⁽⁵⁸⁷⁾無⁽⁵⁸⁸⁾・⁽⁵⁸⁹⁾無⁽⁵⁹⁰⁾・⁽⁵⁹¹⁾無⁽⁵⁹²⁾・⁽⁵⁹³⁾無⁽⁵⁹⁴⁾・⁽⁵⁹⁵⁾無⁽⁵⁹⁶⁾・⁽⁵⁹⁷⁾無⁽⁵⁹⁸⁾・⁽⁵⁹⁹⁾無⁽⁶⁰⁰⁾・⁽⁶⁰¹⁾無⁽⁶⁰²⁾・⁽⁶⁰³⁾無⁽⁶⁰⁴⁾・⁽⁶⁰⁵⁾無⁽⁶⁰⁶⁾・⁽⁶⁰⁷⁾無⁽⁶⁰⁸⁾・⁽⁶⁰⁹⁾無⁽⁶¹⁰⁾・⁽⁶¹¹⁾無⁽⁶¹²⁾・⁽⁶¹³⁾無⁽⁶¹⁴⁾・⁽⁶¹⁵⁾無⁽⁶¹⁶⁾・⁽⁶¹⁷⁾無⁽⁶¹⁸⁾・⁽⁶¹⁹⁾無⁽⁶²⁰⁾・⁽⁶²¹⁾無⁽⁶²²⁾・⁽⁶²³⁾無⁽⁶²⁴⁾・⁽⁶²⁵⁾無⁽⁶²⁶⁾・⁽⁶²⁷⁾無⁽⁶²⁸⁾・⁽⁶²⁹⁾無⁽⁶³⁰⁾・⁽⁶³¹⁾無⁽⁶³²⁾・⁽⁶³³⁾無⁽⁶³⁴⁾・⁽⁶³⁵⁾無⁽⁶³⁶⁾・⁽⁶³⁷⁾無⁽⁶³⁸⁾・⁽⁶³⁹⁾無⁽⁶⁴⁰⁾・⁽⁶⁴¹⁾無⁽⁶⁴²⁾・⁽⁶⁴³⁾無⁽⁶⁴⁴⁾・⁽⁶⁴⁵⁾無⁽⁶⁴⁶⁾・⁽⁶⁴⁷⁾無⁽⁶⁴⁸⁾・⁽⁶⁴⁹⁾無⁽⁶⁵⁰⁾・⁽⁶⁵¹⁾無⁽⁶⁵²⁾・⁽⁶⁵³⁾無⁽⁶⁵⁴⁾・⁽⁶⁵⁵⁾無⁽⁶⁵⁶⁾・⁽⁶⁵⁷⁾無⁽⁶⁵⁸⁾・⁽⁶⁵⁹⁾無⁽⁶⁶⁰⁾・⁽⁶⁶¹⁾無⁽⁶⁶²⁾・⁽⁶⁶³⁾無⁽⁶⁶⁴⁾・⁽⁶⁶⁵⁾無⁽⁶⁶⁶⁾・⁽⁶⁶⁷⁾無⁽⁶⁶⁸⁾・⁽⁶⁶⁹⁾無⁽⁶⁷⁰⁾・⁽⁶⁷¹⁾無⁽⁶⁷²⁾・⁽⁶⁷³⁾無⁽⁶⁷⁴⁾・⁽⁶⁷⁵⁾無⁽⁶⁷⁶⁾・⁽⁶⁷⁷⁾無⁽⁶⁷⁸⁾・⁽⁶⁷⁹⁾無⁽⁶⁸⁰⁾・⁽⁶⁸¹⁾無⁽⁶⁸²⁾・⁽⁶⁸³⁾無⁽⁶⁸⁴⁾・⁽⁶⁸⁵⁾無⁽⁶⁸⁶⁾・⁽⁶⁸⁷⁾無⁽⁶⁸⁸⁾・⁽⁶⁸⁹⁾無⁽⁶⁹⁰⁾・⁽⁶⁹¹⁾無⁽⁶⁹²⁾・⁽⁶⁹³⁾無⁽⁶⁹⁴⁾・⁽⁶⁹⁵⁾無⁽⁶⁹⁶⁾・⁽⁶⁹⁷⁾無⁽⁶⁹⁸⁾・⁽⁶⁹⁹⁾無⁽⁷⁰⁰⁾・⁽⁷⁰¹⁾無⁽⁷⁰²⁾・⁽⁷⁰³⁾無⁽⁷⁰⁴⁾・⁽⁷⁰⁵⁾無⁽⁷⁰⁶⁾・⁽⁷⁰⁷⁾無⁽⁷⁰⁸⁾・⁽⁷⁰⁹⁾無⁽⁷¹⁰⁾・⁽⁷¹¹⁾無⁽⁷¹²⁾・⁽⁷¹³⁾無⁽⁷¹⁴⁾・⁽⁷¹⁵⁾無⁽⁷¹⁶⁾・⁽⁷¹⁷⁾無⁽⁷¹⁸⁾・⁽⁷¹⁹⁾無⁽⁷²⁰⁾・⁽⁷²¹⁾無⁽⁷²²⁾・⁽⁷²³⁾無⁽⁷²⁴⁾・⁽⁷²⁵⁾無⁽⁷²⁶⁾・⁽⁷²⁷⁾無⁽⁷²⁸⁾・⁽⁷²⁹⁾無⁽⁷³⁰⁾・⁽⁷³¹⁾無⁽⁷³²⁾・⁽⁷³³⁾無⁽⁷³⁴⁾・⁽⁷³⁵⁾無⁽⁷³⁶⁾・⁽⁷³⁷⁾無⁽⁷³⁸⁾・⁽⁷³⁹⁾無⁽⁷⁴⁰⁾・⁽⁷⁴¹⁾無⁽⁷⁴²⁾・⁽⁷⁴³⁾無⁽⁷⁴⁴⁾・⁽⁷⁴⁵⁾無⁽⁷⁴⁶⁾・⁽⁷⁴⁷⁾無⁽⁷⁴⁸⁾・⁽⁷⁴⁹⁾無⁽⁷⁵⁰⁾・⁽⁷⁵¹⁾無⁽⁷⁵²⁾・⁽⁷⁵³⁾無⁽⁷⁵⁴⁾・⁽⁷⁵⁵⁾無⁽⁷⁵⁶⁾

(3) 被保険者と保険者の併合

現行法上の適格当事者に関する制定法の一部が、当事者併合の問題として処理されるように削除された。必要的併合のルールがどのようにしてこれに代わることが必要であるかを十分に理解するため、この制定法上の規定とこれに関する判例法の歴史をたどることが必要である。と同時に、この議論は典型的なコモン・ロー上の訴訟に対する規定とこれに関する規則二〇五の適用を例証する方法として役立つであろうと委員会は指摘する。⁽⁵¹⁾ 適格当事者に関する制定法においては、債権の譲受人がそれに基づいてコモン・ロー裁判所に訴えを提起することを認めることがミシガン州裁判所における政策となってきた。保険会社が保険を付した自動車の所有者に損害金を支払い、その請求権を譲り受けるならば、譲受人たる保険者はその不法行為者に対して訴訟を提起できる。その譲渡が不法行為者に対する請求の全部であれば、保険者のみが提訴できる唯一の当事者である。⁽⁵²⁾ しかし、実際には、保険者は被保険者に対して物損についてのみ損害金を支払いその請求の譲渡を受け、被保険者は人損については依然として不法行為者に対する請求を有する。これは、実体法上は当然に有効である。問題は、このような場合に被保険者がどのようにして不法行為者から損害賠償を受くべきかである。これは明らかに訴訟法上の問題であり、この点についてミシガン州では、不法行為者に対する訴訟においては被保険者と保険者とを併合することは不適当であると判示された。⁽⁵³⁾ その唯一の例外は、被告がそれについて異議を申し立てない場合であり、異議がなされれば、併合された当事者の一方が脱退させられたのである。⁽⁵⁴⁾ この併合禁止の裁判は、それらの者の一方のみが請求の全部について提訴することを強制しようとしたものである。一般に、訴訟は負傷者が提訴すべきものとされた。なぜなら、まさに彼に対して不法行為がなされたからである。保険者は、請求

の全部を譲り受けることによってのみ自己の名で提訴することができた。いずれにしても、法は被告の責任と損害賠償義務という争点の解決のため、单一の訴訟と判決のみを許容したのである。⁽⁵⁵⁾

ミシガン州立法部は、このような併合禁止のルールを一九二九年の制定法で変更し、被保険者と保険者の併合を許容した。⁽⁵⁶⁾ しかし、双方が原告としての併合を選択しなかつた場合についてはなんらの規定をおかず、その場合は以前と同様にやはりいずれか一方が請求の全部について提訴しなければならないとされた。すなわち、法典化されていない「分割禁止の原則」が依然として適用され、それらの者が個別に訴えることを妨げたのである。⁽⁵⁷⁾ このような処理がなされてきた理由自体は適切である。なぜなら、被告はまさに单一の違法行為をなしたのであり、その後の請求の一部譲渡により、多数の訴訟にさらされるべきではないからである。「訴訟原因の分割」はコモン・ロー上長く回避されてきたのであり、また「分割禁止の原則」の適用により、相手当事者の困惑を防いできたのである。⁽⁵⁸⁾ しかし、また他方では、請求の一部譲渡は現代の保険機構の本質的な要素であり、実体法上有効とされるべきである。⁽⁵⁹⁾ したがって、訴訟手続き上のルールもこのような事実を承認すべきであり、同時に不法行為者から救済を得るための公正な方法を規定すべきである。要約すれば、妥当なルールは次のような事項を達成すべきであるとする。すなわち、(a)不法行為者に対する单一の請求は、実体法上二個以上の別個の権利に分割されうることを承認すること、(b)実体的な利益を有する各当事者に、自己の名で裁判上その利益を主張する権利を与えること、および(c)一個の不法行為上の請求が譲渡により二個以上の別個の請求に分割された場合、不法行為者が煩雑な訴訟から効果的に保護される方法を確保する、ということである。これらの目的は、保険者と被保険者の併合を許容する現行法を、それらの併合を要求するル

ールへと変更する」として達成されるとする。⁽⁶¹⁾

連邦裁判所では、連邦民事訴訟規則一七条により、保険者と被保険者の双方が適格当事者とされ⁽⁶²⁾いる。もっぱら被保険者のみが提訴しなければならないとするミシガン州の取扱いは、譲渡または代位により実体法上保険者に権利が生ずるという事実と一致しない。⁽⁶³⁾また、この訴訟原因分割禁止の原則は、双方が原告として併合することを強制している。規則二〇五の必要的併合の規定は、まれにヨセフ・ロー上の分割禁止原則に代わるものである。被告は、分割禁止原則の代わりに、单一の不法行為事件においては、彼に対しても請求をなす者は原告として併合しなければならないという要件により保護されるとする。請求の譲渡による多数の訴訟から救済する」という目的は、連邦上は連邦規則一九条により達成されてきた。⁽⁶⁴⁾実際、被告を多数の訴訟から救済する」とが必要的併合のルールの主たる目的の一つとされている。そして、必要な併合のルールは被告の利益のためのものであるから、被告は必要な当事者を併合するよう異議の申立てをしなければならないのである。⁽⁶⁵⁾被告がそのような異議を申し立てないときは、異議申立ての権利は放棄されるのである。⁽⁶⁶⁾ミシガン州裁判所においても被告は請求者の一人と和解または異議を申し立てない」とより、「原告の分割」のような防御方法を放棄するものとされる。⁽⁶⁷⁾

(51) I.J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 22, at 541.

(52) *Woody v. Lancaster*, 307 Mich. 473, 12 N.W.2d 428 (1943). この事件では、アパートの借主である原告が、アパートから大通りに通じる凍つた路上で転倒し負傷したたる、貸主である所有者に対して損害賠償を請求する訴えを提起したが、原告が敗訴したため上訴。その理由として、上訴人は、評決が証拠の優越性に反する」と、被告が人的保険に付されていての証

幅を採用すべきことより、事実審裁判所が不利益な誤謬を犯したい」と等を主張したが、上訴棄却。Starr裁判官は次のように判示した。

「原告は、原告の保険に関する証言の採用が不利益なものであり、取り消しうる誤りであると主張する。被告は、保険および原告の請求の譲渡に関する審査は原告が「適格当事者」であるかどうかを確定するために適切なものであると主張する。……当裁判所は、原告が被告に対する請求を保険会社に譲渡し、適格当事者でなくなったことが証明されたときは、訴を却下するものとするべきだ。……巡回裁判所は、被告が原告の請求の譲渡について原告に尋問し、また原告が適格当事者でなくなったことを証明する証言を提出すべきだと、適切なものであるとくり返し判示してやだ」。

(53) I.J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 22, at 541.

(54) *Heck v. Henne*, 238 Mich. 198, 213 N.W.112 (1927). この事件で、原告はその所有に属する保険の付された自動車に乗車してしまったが、途中で運転を交代する間に一時停止したところ、被告の所有する後続の大型トラックに追突され負傷したため、人損と物損の双方の賠償を求めて訴えを提起したが、原告は物損につき保険会社から支払いを受けたので、保険会社がこれを代位した。原告が敗訴したため上訴し、次のように主張した。第一審裁判所は、原告がすべての請求を彼自身のものとして追行すべきことを認め、原告の訴状修正を許可したのは違法である、と。Wiest裁判官は、上訴を棄却し次のように判示した。「巡回法(C.L. 1915, § 12353)によれば、すべての訴訟は、適格当事者の名で遂行されなければならない。自動車の損害に対する原告の訴権は保険会社に譲渡され、その譲渡の時点から保険会社がその損害賠償について適格当事者となつた。巡回裁判所裁判官は、修正を許可した点に誤りがあった。彼は、原告の名の下で遂行されてきた保険会社の訴えを却下すべきであった。……しかし、原告はその点の誤りを非難するに足りないのである」。

(55) I.J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 22 at 542.

(56) *Ibid.*

(57) See 3 COMP. LAWS § 14010, STAT. ANN. § 27. 654 (1929). この規定は次のように定める。「……不法行為上の訴訟原因の一部が被保険者が保険者に対し譲渡された場合、譲渡人と譲受人の双方がその請求に関する訴訟において併合する」とが

でも、それらの一方または双方が権利を有する損害賠償の全部について合同的判決が言い渡されたものとする」。

See also Worth v. Wagner 255 Mich. 433, 238 N. W. 175 (1931). 本件では、Worth の車が被告 Wagner の車と衝突し人的および物的損害を受け、このうち後者については保険会社が支払いをなし原告に代位したため、Worth と保険会社が共同原告として損害賠償を求める訴えを提起した。被告は、原告の併合を許容する一九二九年の制定法は、本件のように原告らの請求が異なる場合には適用されず、原告の物的損害が保険会社に代位された後にその原告が物的損害の賠償を求める場合に、保険会社が共同原告となりふれないと規定していると主張。一審裁判所はこの被告の主張を入れ原告敗訴判決を言い渡したため、原告が上訴。上訴裁判所の Feed 裁判官は、人的損害と物的損害の賠償は、負傷者による単一の訴訟で請求しうる」と、保険会社が負傷者の請求の一部を代位した場合、両者は原告として併合されうる旨判示し、本件を破棄差し戻した。

(58) *Jones v. Chambers*, 353 Mich. 674, 91 N. W. 2d. 889 (1958). この事件では、石油会社の所有するトラックが被告所有での運転する自動車と衝突したため、石油会社とその保険会社が原告となり被告に対して損害賠償を求める訴えを提起した。この訴訟の係属中、本訴被告およびその保険会社が原告となり、本訴原告の一人である石油会社と運転手を被告とする第二の損害賠償請求の別訴を提起し勝訴した。このため本訴第一審裁判所は、本訴と別訴とは訴訟原因を異にするとの前提に立った上で、別訴での本訴被告の過失の不存在等につきリストップ効が生じる」とを理由に原告らの請求を棄却した。原告らは、保険会社が別訴で当事者とされていないからその判決に拘束されないと主張して上訴したが、上訴裁判所は保険会社の権利は原告の一人である石油会社による譲渡に依存しており、別訴において石油会社の権利が存在しないと判断された以上、保険会社はなんらの権利も取得しなないと判示し上訴を棄却した。

(59) 1. J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 22, at 542.

(60) *Ibid.*

(61) *Id.* at 543.

(62) *United States v. Aetna Cas. & S. Co.*, 338 U. S. 366 (1949). 本件では、連邦不法行為請求法に基づき訴えを提起された被保険者に対し、その請求の全部または一部を支払ふるに代位した保険会社は、連邦譲渡禁止法にもかかわらず、自己の名

で合衆国に対して訴えを提起されたと判示された。

(63) 1. J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 22, at 543.

(64) *Id.* at 544.

(65) *See Yorkshire Ins. Co. v. United States*, 171 F. 2d 374 (3 Cir. 1948). 本件では、ある財産の所有者が、合衆国の被用者の業務執行上の過失に基づいて損害を被り、この保険会社が保険金を支払いその所有者に代位した。各保険会社が合衆国を被告として別個に支払請求訴訟を提起した。被告は、連邦不法行為請求法上の請求については代位が許されていないこと等を主張。一審裁判所はこの主張を認め原告の請求を棄却。これに対して原告らが控訴したが控訴審では、被告は一審での主張を強調せず、これに代えて、もし代位が認められるとなれば被告は代位者の数だけの多数の訴訟の提起を受ける」とになり不適当であると主張した。Goodrich 裁判官は、次のように判示して原判決を破棄差し戻した。「被保険者と保険者の双方が、不法行為者に対して実体法上の権利の一部を有している。一部代位者のみによる訴訟を妨げる唯一の理由は、一部譲受人の場合と同様、もしそうでないとすれば、單一の請求、單一の訴訟が生ずる多数の訴訟の防禦を要求される被告に生ずる不便宜と費用とを防止する」とある。それゆえ、單一の請求、單一の訴訟の原則は、被告の利益のためのものであり、かつ彼は必要的当事者を併合するよう適宜の申立てをしなければならない。それは、被告により放棄されうる権利である……。我々は、この見解が妥当であり、これによって被告は多數の訴訟とから困難から十分に保護されると解する。……その防禦方法は、放棄された実体法上の理由に基づいた判決を、手続法上の理由で支持するといふを求めるものではな」。

(66) 1. J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 22, at 544; *see also* *Yorkshire Ins. Co. v. United States*, 171 F. 2d 374, at 376 (1948).

(67) *See Wolverine Ins. Co. v. Klomparens*, 273 Mich. 493, 263 N. W. 724 (1935). この事件では、Lanting の車と被告の車とが衝突し、Lanting が負傷。原告保険会社が物損について支払ふたまつ Lanting に代位した。その後 Lanting が被告との間で、被告に対する請求のすべてについて和解が成立した。原告保険会社が物損に対する代位権に基づき被告に対して支払請求訴訟を提起し勝訴。これに対して被告が上訴しすべての損害に及ぶとする趣旨の和解契約は口頭の証言により説明されまたは修正されえない」と、また訴訟原因分割禁止の原則により原告の請求は遮断されると主張したが、上訴裁判所は控訴を棄却し次のよ

うに判示した。「和解条項は口頭の証言により證明されうる。……保険者・被保険者間の先の和解を知りつゝ、損害賠償の責任を負う不法行為者が被保険者との和解により免除を得たときは、その免除は保険者の権利について詐欺(fraud)となり、それを免えそれは不法行為者に対する代位権を行使する訴訟で保険者に対する抗弁とはならない。……被告は、原告の賠償請求を遮断するものとして訴訟原因分割の原則を援用する。……その原則は和解に対して適用することはできない。当事者が合意に達する」とのやむる紛争の部分について和解し、争いのある部分を訴訟に委ねることを認めないなんらの理由も存在しない。且下の状況は、Lantingと原告の双方に責任を負う被告が、Lantingと和解した。被告とLantingは、被告の原告に対する責任を免除する」ことができなかつた。十分な認識によりなされた和解によつて、被告は、訴訟原因の分割に同意したのである」。

(4) 異議の提起

規則一〇五第一項により併合されなければならない当事者の不併合についての異議は、申立てまたは規則草案一一に従い答弁書によつてなすこと(68)ができる。規則一一第三項の規定により、異議が申し立てられなければそれは放棄される。」のようないくつかの異議の喪失は、必要的併合が主として被告の利益のためのものであり、またその利用が被告に關係したものであるという理由で、正当化される。(69)しかし、不併合に対する異議の放棄の後においてもまた、裁判所は規則草案一一七に基づきこの時点においても当事者を追加しまたは脱退させる裁量権を有する。(70)

- (68) L.J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 22, at 545.
- (69) *Ibid.*
- (70) *Ibid.*

3 一九六六年の連邦民事訴訟規則一九条の改正

(1) 序論

ある不在者がいわゆる不可欠的当事者であるかどうかは、抽象的概念からの演繹的方法に基づいて判断されるべきではなく、より具体的な基準による利益衡量に基づいてあるとする Reed 教授や Hazard 教授の提案は、前述のように、ミシガン一般裁判所規則、およびその他の州の民事訴訟手続において採用される」となつたが、」のうな方向はついに連邦民事訴訟規則における必要的当事者併合のルールの改正をもたらす」ととなつた。一九六〇年、合衆国最高裁判所長官(Chief Justice)により民事規則に関する諮問委員会(Advisory Committee on Civil Rules)が設置され、」の委員会が地方裁判所の訴訟手続における当事者、およびその他の事項について改正草案を準備した。」の改正草案は、一九六四年三月に、」の委員会の上位機関である合衆国司法会議(Judicial Conference)の常任委員会(Standing Committee)により公表、配布された。諮問委員会は、弁護士および裁判官の意見を考慮し草案の修正を決議した後、」の草案を一九六五年六月、常任委員会に提出した。常任委員会は」の草案を若干修正した後、合衆国司法会議に」の草案を推薦し、合衆国司法会議は、同年九月これを承認して一月に最高裁に提出した。最高裁は、一九六六年七月一日を施行期日とする旨の決定によりこの改正草案を議会に提出した。(73)

改正された連邦民事訴訟規則一九条の規定は、次の通りである。

ルール一九

適切な裁判のために必要とされる者の併合

(a) 項 実行可能であれば併合されなければならない者 召喚状の送達に服し、かつその者の併合が裁判所から訴訟の主題に関する管轄権を奪わないであろう者は、もし、(1)その者が不在であるとすれば在廷当事者間において完全な救済を付与できないならば、または、(2)不在者がその訴訟の主題に関連した利益を有しており、かつその者の不在のまま訴訟が行なわれるとすれば、(i)実際問題として、彼が自己の利益を守る可能性を害しましたは妨げるような状況が生じるならば、または(ii)在廷当事者が、不在者の主張する利益のために、重複する、多数の、またはその他の矛盾する責任を負うという現実の危険に服するような状況が生じるならば、その訴訟の当事者として併合されなければならない。もし、その者が併合されなければ、裁判所は彼が当事者とされるよう命じなければならない。もし、彼が原告として併合されるべきであるが、原告としての併合を拒否するときは、彼は被告とされたたは適切な場合においては、非任意的原告とされうる。併合された当事者が裁判地について異議を申し立て、その者の併合がその訴訟の裁判地を不適切なものとするならば、彼はその訴訟から脱落せられるべきである。

(b) 項 併合することができない場合の裁判所の判断 (a)項(1)―(2)に規定される者を当事者とすることができないときは、裁判所は、衡平と良心とに基づき、在廷当事者間において訴訟手続を進行させるか、または訴訟を却下し、それゆえその不在者を不可欠的当事者とみなすかを判断しなければならない。裁判所が考慮すべき要素は、以下のような事項を含む。第一に、その者の不在のまま言い渡される判決が、その不在者または在廷当事者に与える不利益の程度、第二に、判決における保護条項、救済の形成、またはその他の方法により、不利益を軽減しましたは回避することのできる程度、第三に、その者の不在のまま言い渡される判決が、適切なものであるかどうか、第四に、不併合を理由として訴訟が却下されるとすれば、原告が適切な救済を有することができるかどうか、である。

(c) 項 不併合の理由の訴答 救済の請求を申し立てる訴答は、訴答者が知っているときは、(a)項(1)―(2)に規定される者で併合されていない者の氏名、およびそれらの者が併合されない理由を述べなければならない。

(d) 項 クラス・アクションの例外 このルールは、ルール二三の規定に従う。

本条の(a)項は、ある者がその訴訟に併合されていない場合、一般的にその不在者を併合することが望ましいかどうかを判断するための基準であり、(b)項は、(a)項の規定により併合が望ましいと判断された者を併合できない場合、その者の不在のまま手続を進行させるか、それとも手続を却下するかを判断するための四種の具体的基準を定めた規定である。(c)項は、併合が望ましいとされる者が併合されていない場合、訴答者が併合されていない者の氏名とその者が併合されていない理由を述べなければならないことを定め、(d)項は、本条が規則二三条の定めるクラス・アクションの規定に服することを定めている。本節では、旧規則一九条が新規則一九条に改正された背景、および主要な改正点を、本条の改正を担当した民事規則に関する諮問委員会の註釈、および連邦民事訴訟規則に関する代表的な註釈書における註釈に基づいて考察することにしたい。⁽⁷⁴⁾ 前者の諮問委員会の註釈は、一般的の考察、旧規則一九条の瑕疵が存在することと、併合が望ましい者が併合できない場合、手続を進行させるべきか否かについての適切な判断の根拠が示されていないことを指摘している。⁽⁷⁵⁾ また、第三の改正規則という標題の下では併合すること

が望ましいとされる者の基準を定める(a)項、および不在者の併合が不可能な場合、手続を進行させるか否かを判断するための基準を定める(b)項について註釈が加えられている。⁽⁷⁾そこで、以下においてまず第一に、旧規則一九条のもつ問題点、第二に併合することが望ましい者、第三に不可欠的当事者の判断のための基準の順に検討することにする。

- (71) See Reed, *Compulsory Joinder of Parties in Civil Actions*, 55 MICH. L. REV. 327, 356 (1957); Hazard, *Indispensable Party: The Historical Origin of a Procedural Phantom*, 61 COL. L. REV. 1254, 1255, 1287 (1961). See also Note, *Indispensable Parties in the Federal Courts*, 65 HARV. L. REV. 1050, at 1052 (1952); *Developments in the Law-Martiparty Litigation in the Federal Courts*, 71 HARV. L. REV. 874, at 880 (1958).

(72) Kaplan, *Continuing Work of the Civil Committee: 1966 Amendments of the Federal Rules of Civil Procedure* (1), 81 HARV. L. REV. 356 (1967). Kaplan 著者は「大変興味ある議論の上から、大変多く、且つ多くの問題を解決する」。

(73) Id. at 358. 著者は「たとえこの問題が甚だ複雑であつても、裁判所の規定した範囲内に施されるべき」。

(74) See COMMITTEE NOTE OF 1966 TO PRESENT, REVISED RULE 19, *riprinted in* 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE : CIVIL § 1601 (1972).

(75) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 74, ¶ 19.01 [5].

(76) *Ibid.*

(77) *Ibid.*

(2) 旧規則一九条の問題点

(イ) 法文上の瑕疵

旧規則一九条の法文に対する諮問委員会の批判は、次の通りである。まず第一に、旧規則一九条(b)の定める、在廷当事者間に完全な救済が付与されなければならないとすれば当事者とされなければならぬ者という表現は、併合することが可能かどうかという問題を別として、明らかにその訴訟に併合することが望ましい者を表現しようとしたものであったが、その表現はそれらの者を適切に表現していないと指摘する。⁽⁷⁸⁾ 第二に、その原因は(b)項における「不可欠的」という用語の用い方にあるとする。本来、不可欠的という用語は、明らかにその者の不在の場合、すべての要素を考慮してその訴えを却下することが望ましいような利害関係を有する者を包括的に言及しようとしたものであった。しかし、(b)項の法文によると、(b)項において併合が望ましい者とは、不可欠的当事者を除いた必要的当事者を意味すると解釈することができるが、そうすると、法文上、不可欠的ではないが、その者の不在においてもまたその訴えが却下されなければならないような利害関係を有する者が存在することになる。⁽⁷⁹⁾ また、(b)項で併合が望ましいとされる者は不可欠的当事者を除いた必要的当事者を指すとの前提に立った場合、(b)項で除外された不可欠的当事者とは、(a)項の規定する合同の利益(joint interest)を有する者を指すとの解釈が可能となる。しかし、専門的な意味での合同の利益を有する者が、常にそれらのすべての者を併合せずに手続を進行させることが妥当でないほど関連性を有しているわけではなく、また他方では、専門的な意味において合同の利益を有していない者が、その訴訟に対してそのような関連性を有するであろうとする。このように、諮問委員会は、(a)項が不可欠的当事者を定め、(b)項が必要的当事者を定めるとともに、それらの者の

併合が不可能な場合に裁判所が訴訟手続を進行させないと判断した当事者を不可欠的当事者と呼び、それ以外の当事者を必要的当事者と呼ぶと解するものと考えられる。それゆえ、この委員会の見解によれば、(a)項は意味のない規定になると思われる。もつとも、(a)項の定める合同の利益を有する者とは、一般的に併合が望ましい者を指すとみる見解も存在し、(b)項はそれらの者が必要的当事者であるか不可欠的当事者であるかを判断するための規定と解することでできると思われ、委員会も、この見解に立つものと考えられる。⁽⁸¹⁾しかし、(a)項が一般的に併合の望ましいとされる者を表現しようとしたものであるとすれば、それらの者を現わすために「合同の」という用語を使用することは適切でないと考えられるであろう。第三に、諮問委員会は、旧規則一九条に使用されている「不可欠的」および「合同の利益」という用語は、併合が問題とされる者の権利または義務の専門的または抽象的な性質に注意を向けさせたのであり、それゆえ重要な実用的考慮から注意をそらすことになったと指摘する。⁽⁸²⁾つまり、旧規則の下では、これらの抽象的な概念を前提としてある当事者が不可欠的であるか否かが判断されたのであり、より具体的な基準を前提とした判断がなされたかったとする。このような観点から、諮問委員会が一九六四年に最初に提案した規則改正草案の一九条では、前述のような抽象的概念は一切使用されていなかつた。⁽⁸³⁾しかし、その後一九六六年に制定された新規則一九条(b)項では、再び「不可欠的」という用語が使用されている。そして、委員会は、この用語をもっぱら結論を示す意味で使用していると述べている。⁽⁸⁴⁾このように、再度「不可欠的」という用語が使用された理由について、起草者の一人であったKaplan教授は、次のように述べている。すなわち、一九六四年の最初の改正草案においては、もはや不可欠的当事者は存在しなくなるのではないかとの意見が出されたことによるとする。この点は改正草案を誤解したも

のであり、草案からは「不可欠的」という用語は削除されたが、草案(b)項は、実際的な考慮に基づいて訴訟を却下することを認めているのである。しかし、裁判所もまた改正草案について解釈上混乱していたことから、委員会は再び「不可欠的」という用語を、もっぱら結論を示すものとして使用したとされる。⁽⁸⁵⁾第四に、委員会は、管轄権に関する問題を指摘する。旧規則一九条は、ある者を訴訟当事者として併合できる場合を論じる際に、その者が召喚状の送達と裁判地の双方について裁判所の管轄権に服するかどうかの他に、裁判所から在廷当事者に関する管轄権を奪うことなくその者を当事者となしらるかについて述べていた。このうち後者の表現は、管轄権を訴訟の主題に関する裁判所の法的権限という意味で使用したのであり、この意味でその表現は適切であった。しかし、ありふれた混乱により、その表現は、不可欠的なまたは当事者とされるべき者のその訴訟からの不在自体が、裁判所から在廷当事者間に置いて裁判する権限を奪うという暗示を与えたとする。⁽⁸⁶⁾委員会のこの指摘は、管轄権を訴訟の主題に関する裁判所採用したものである。概念的な意味での不可欠的当事者が併合できない場合、裁判所はその者の不在のまま訴訟を行わせることはできず、係属中の訴訟を却下しなければならないから、結局裁判所は在廷当事者に関する管轄権を失くという論理が展開されてきた。しかし、このような考え方は、不可欠的当事者とされる者が論理的的前提として当初から存在すると考えることに基づく点で、すでに妥当ではない。また、裁判所が同時に不在当事者の権利について裁判することなく在廷当事者に対する請求を取り扱うことができないと判断するならば、裁判所は手続を進めるべきでなく却下すべきである。しかし、この場合裁判権の欠缺が存在するのは不在当事者についてであり、在廷当事者に対してではない。在廷当事者について判決の言渡しを拒否するなんらの裁判権上の理由も存在しないのである。⁽⁸⁸⁾

(ロ) 適切な判断の根拠の不明示

諮問委員会は、旧規則一九条が、利害関係を有する者を併合することができない場合、訴訟を行なわせるかまたは却下するかを判断するためにどのような事項が関連性を有するかを明確に述べていなかつたことを挙げる。ある訴訟事件では、裁判所はそのような関連性について審理しなかつたし、あるいは管轄権に関する誤謬により誤つた方向に導かれた。また他の訴訟事件では、権利または義務の抽象的な分類について不適当な先入観があり、それは訴訟を行なわせる場合の特定の結果や、終局的な救済の形成またはその他の予防措置により、これらの結果を軽減できる方法について考慮する」と対立するものであつたとする。⁽⁸⁹⁾ 以上のような委員会の指摘を要約すれば、次のように述べることができると考へる。旧規則一九条には、合同の利益を有する者、あるいは不可欠的という抽象的概念が使用されていたため、合同的な利益を有する者が不可欠的当事者であり、それゆえそれらの者の一人が併合できない場合は、手続は却下されなければならないと判断された。しかし、このような抽象的概念に基づく演繹的な考察方法では妥当な結論は導き出せないのであり、併合が必要とされる者を併合できない場合、手続を進行させるべきかどうかは、不在者が併合されないとにより受ける不利益、不在者の不併合により在廷被告が受ける不利益、原告の救済の不存在の可能性、および社会的な不利益という観点を総合的に比較衡量して判断されなければならないということであると考えられる。

(78) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 74, ¶ 19.01 [5], at 19-9, 19-10.

(79) 3A *Id.* at 19-10. ノの⁸⁹こと、高橋・前掲注(28)法協九一巻五四九頁を参照。

- (80) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 74, ¶ 19.01 [5].
- (81) 3A *Id.* at ¶ 19.01-1 [1].
- (82) 3A *Id.* at ¶ 19.01 [5].
- (83) See PRELIMINARY DRAFT OF PROPOSED AMENDMENTS TO RULES OF CIVIL PROCEDURE FOR THE UNITED STATES DISTRICT COURTS : RULE 19, reprinted in 34 F. R. D. 325, at 379 (1964). 規則改正草案の一九条(適切な裁判のために必要な者の併合)は、次のようには定める。

(a) 項 実行可能であれば併合されるべき者 後に定義される不確定的に必要な者(*contingently necessary person*)が、召喚状の送達に服し、かつその者の併合が裁判所から訴訟の主題に関する管轄を奪わないときは常に、彼はその訴訟の当事者として併合されなければならない。もし、その者が併合されていなければ、裁判所は彼が当事者とされるように命じなければならない。もし、彼が原告として併合されるべきであるが、原告としての併合を拒否するときは、彼は被告とされ、または適切な場合には、非任意的原告とされる。併合された当事者が裁判地について異議を申し立て、その者の併合がその訴訟の裁判地を不適切なものとするならば、彼はその訴訟から脱落させられるべきである。

ある者は、もし(1)その者の不在のままでは在廷当事者間に完全な救済を付与することができず、または(2)その者がその訴訟の主題である財産または取引に関連した利益を主張しており、かつその者の不在のまま訴訟が行なわれるとすれば、(i)実際問題として、彼が自己の利益を守る可能性を実質的に害しまだ妨げるような状況が生じるならば、または(ii)在廷当事者が不在者の主張する利益のために、重複する、多数の、またはその他の矛盾する責任を負うという現実の危険に服するような状況が生ずるならば、不確定的に必要な者とされる。

(b) 項 併合することができない場合の裁判所の判断 もし、不確定的に必要な者を当事者とすることができないならば、裁判所は、衡平と良心とに基づいて在廷当事者間において訴訟手続を進行させるか、または訴訟を却下すべきかを判断しなければならない。裁判所が考慮すべき事項は、次の通りである。第一に、不確定的に必要な者の不在のまま言い渡された判決が、その不在者または在廷当事者に与える不利益の程度、第二に、判決における保護条項、救済の形成、またはその他の方法

により、その不利益を軽減しまたは回避するに至る程度、第三に、不確定的に必要的な者の不在のまま訴訟が渡される判断が、適切なものであるかどうか、第四に、訴訟が不併合を理由に却下されるならば、原告が適切な救済を有するかどうか、である〔(c)項および(d)項は省略〕。この改正草案の詳細な研究については、高橋・前掲注(28)法協九二巻五四七頁以下、および谷口安平「多数当事者紛争とデュー・プロセス―アメリカ法の動向から」法学論叢第七八巻五号一七頁一二〇頁(昭四一)を参照。

(84) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 22, ¶ 19.01 [5], at 19-13.

(85) Kaplan, *supra* note 72, at 367-368; Fink, *Indispensable Parties and the Proposed Amendment to Federal Rule 19*, 74 YALE L. J. 425-426 (1965). See Stevens v. Loomis, 334 F. 2d 775 (1st Cir. 1964). いの事件では、遺言による信託財産の受益者の一人が原告となり、その信託財産の受託者を被告として、信託財産の増加を求めた訴訟であり、第一審裁判所は他の受益者が不可欠的当事者であるとして訴えを却下したため、原告が控訴した。控訴裁判所の Aldrich 裁判官は、当事者を不可欠的、必要的及び形式的当事者に分類し、裁判所は不可欠的当事者の欠缺のときは手続を進行されないとはできないが、形式的当事者の欠缺のときは手続を進行されないことができる。これに対して、必要的当事者の欠缺の場合、手続を進行させるか否かは、裁判所の裁量によるものとした。そして、本件の他の受益者は不可欠的当事者ではなく必要的当事者であり、かつ手続を進行させねばとは断じてないとして、控訴を棄却した。この判決の脚注で、Aldrich 裁判官は、規則改正草案の一九条がもっぱら彼の分類した前述の必要的当事者のみを規律しておらず、不可欠的当事者を対象としていたことの解釈を示しているように思われる。Id. at 777-778, n. 4 and 8.

(86) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 22, ¶ 19.01 [5], at 19-10.

(87) See Reed, *supra* note 71, at 332-334. いの件は、拙稿・前掲注(28)國立館法学第一回甲七〇頁および七七頁を参照。

(88) See Reed, *supra* note 71, at 333.

(89) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 22, ¶ 19.01 [5], at 19-10.

(90) *Ibid.*

(3) 併合やれいとが望ましい者

新規則一九条(a)項は、その訴訟における併合が望ましい者を定義している。このような者として、まず第一に(a)項(1)は、その者が併合されなければ、在廷当事者間において完全な救済を付与できないような者を、第一に(a)項(2)はある者が訴訟の主題に関連した利益を有しており、その者がその訴訟において不在であるとすれば、彼が自らの利益を守る可能性に有害な結果を及ぼし、または在廷当事者を、重複した、多数のまたは矛盾した責任という重大な危険にさらはずくなるような者を挙げている。これらの当事者は、旧規則の下では必要なまたは不可欠的な当事者として特徴付けられていた。しかし、前述したようにそのような概念的区別は妥当でない。しかも、当規則の真の目的は、その訴訟の適切な裁判のため併合が望ましいとされるすべての者を裁判所に引き入れる点にあるから、このこととを強調するため必要的当事者という名称が取り除かれ、また不可欠的という用語は、(b)項においてもっぱら結論を示す意味で使用されている。新規則一九条(a)項は、併合するいとができるず、最終的には(b)項により不可欠的な当事者とみなされるであろう者を含め、併合するいとが望ましくすぐれた者を包含するものとされていて。

(イ) 完全な救済の付与の必要性

新規則一九条(a)項(1)は、併合が望ましい者を判断する基準として、まず最初にその者が不在であるとすれば在廷当事者間において完全な救済を付与されなくなるような者を挙げる。この規定は、その者が不在ならば、裁判所が在廷当事者に対しても完全な救済ではなく、部分的なまたは無意味な(hollow)救済の付与を余儀なくされるような者の併合

が望ましいことを強調している。⁽⁹⁴⁾ここで促進される利益は、当事者の利益だけではなく、同一の基本的な訴訟の主題に関する訴訟の反復を回避するという公益であるとされる。⁽⁹⁵⁾この規定は、救済を請求する者が单一の訴訟でその請求について裁判を受けることに助力し、裁判所制度の全体的な効率性を促進することに奉仕するのである。例えば、負傷した者が非当事者の保険者を訴える場合、もしその保険証券が一定額以上の損害を補填するものであるならば、その額未満の評決は無価値であろう。それは、実質的に同一の事実に基づいて被保険者に対する第一の訴訟を要求する。このような可能性を生じさせないよう、保険会社と被保険者の併合が命じられるべきであるとされる。⁽⁹⁶⁾また、この(a)項(1)の規定は、不在者が併合されない場合に、その訴訟で言い渡されるであろう判決の適切性を裁判所が考慮することを求める(b)項の第三の考慮事項と関連性を有するとされている。⁽⁹⁷⁾⁽⁹⁸⁾

(ロ) 不在者および在廷当事者の不利益

①不在者の不利益 新規則(a)項(2)(i)は、ある者の不在のまま手続を進行させるとすれば、実際問題として、彼が自らの利益を守る可能性を害しまだは妨げるような状況が生じるならば、その不在者は併合されなければならないと定める。ここで言及される不利益とは、法的なものではなく実際的なものを指している。したがって、不在者が判決の既判力に拘束されることとは必要ではなく、実際問題として彼の権利が影響を受けることで十分であるとされてい⁽⁹⁹⁾る。また、「実際問題として」(as a practical matter)という文言は、拡張的な意味だけではなく限定的な意味をも有する。それゆえ、不在者が判決効に拘束される場合でも、その不在者の利益が在廷当事者によって十分に代表され得るときは、その不在者の併合は要求されないし、また単に論理上不利益が生ずる可能性があるというだけではその不

在者の併合は要求されない。⁽¹⁰⁰⁾ところで、(a)項(2)は、ある者の不在のまま言い渡される判決が、不在者または在廷当事者に不利益を与える程度を裁判所が考慮することを求める(b)項の規定と重複している。しかし、二つの規定は異なる目的を有するものとされる。⁽¹⁰¹⁾ (a)項は、利害関係を有するすべての者を裁判所に出廷させるという積極的な政策を示しているのに対し、(b)項は、在廷が望ましいが在廷させることができない者の不併合にもかかわらず、手続を進行させることができるかどうかを判断する基準であるとする。⁽¹⁰²⁾ (a)項は、一般的にある者が当事者として併合することが望ましい者か否かを判断するルールであるのに対し、(b)項は、(a)項で併合が望ましいとされる者を併合できない場合、さらに手続を進行させるか却下すべきかを判断するルールであり、その意味で、(b)項は不在者または在廷当事者の要保護性を再吟味するためのルールであると考えられる。また、(a)項(1)の規定によると、在廷当事者の利益よりも不在者の利益が強調されているようにみえる。なぜなら、この規定は、不在者については自らの利益を守る可能性を害しまたは妨げると表現するのに対し、在廷当事者については複数のまたは矛盾した責任という現実の(substantial)危険を負わせるとの表現で、この者に対する不利益の可能性に言及しているからである。しかし、裁判所は、これら二つの利益を実質的に区別していないとされる。⁽¹⁰³⁾

②在廷当事者の不利益 新規則一九条(a)項(2)(ii)は、ある者の不在のまま手続を進行させるとすれば、在廷当事者が、不在者の主張する利益のため重複する、多数の、またはその他の矛盾する責任を負うという現実の危険に服する状況が生じるならば、その不在者は併合されなければならないと定める。一九〇五年の *Harris V. Balk* 事件で、最高裁が指摘したように、二重の債務の支払いを防止することが裁判所の目的である。⁽¹⁰⁴⁾ したがって、債権者の同一性が争

われているときは、裁判所は敵対する債権者を拘束できるようになるまでは、手続を進行させるべきではないとされる。⁽¹⁰⁶⁾ 一部譲渡または一部代位の事例では、譲渡人と譲受人、被代位者と代位者はそれぞれ請求の一部を有しており、適格当事者 (real party in interest) である。これらの者が自らの請求についてのみ訴えを提起する場合、他方の請求を有する者で併合されていない者は、(a)項(2)(ii)に基づき併合が望ましい者とされる。なぜなら、その不在者は後訴で過大な請求をなし、それによって被告は重複した、多数のまたはその他の矛盾した債務にさらされるからである。⁽¹⁰⁷⁾ 一九六六年の規則一九条の改正前に判示された *United States v. Aetona Cas. & Sur. Co.* 事件で、最高裁は、一部代位者たる保険者またはその被保険者は、場合により条件的に必要な当事者ではなく、その者の併合により州籍の相違が破壊されるとときは、裁判所はその者を併合せずに手続を進めるべきであると判示した。⁽¹⁰⁸⁾ しかし、新規則一九条は、不可欠性を判断する際にそれぞれの事件の状況に照らして衡平な考慮をなす必要性を強調しており、それゆえ特別な状況の下では不在者たる被保険者または保険者は不可欠的な者と判断されるであろうとの指摘がなされている。⁽¹⁰⁹⁾ また、(a)項(2)(ii)は、併合の必要性の基準として、在廷当事者がその他の矛盾する責任を負う場合を挙げる。これは、不在者が拘束力を受けないとすれば訴訟事件の実体が再度争われ、両立することのできない判決に直面するような場合である。⁽¹¹⁰⁾ これに対して、単に論理上矛盾する判決が生ずる可能性があるだけでは、(a)項(2)(ii)は適用されない。したがって、数人の者が同一の不法行為により負傷し、損害に関する証拠が個別的であるときは、エストップルが存在しないため被告が負傷者の一人に対しても勝訴したが後訴では他の負傷者には責任を負うであろうとの事実が存在しても、推定されるすべての原告の併合は必要とされないのであり、それは併合について管轄上の障

害が存在しない場合でも同様であるとされる。そして、この点は、共同不法行為者 (joint tortfeasors) にもあてはまるとされている。⁽¹¹¹⁾

(ハ) 併合が可能な場合の裁判所の措置

前述したように、規則一九条(a)項は、ある者が併合可能であるとすれば併合が望ましい者かどうかを判断する基準であり、もしその者が併合の望ましい者と判断され、裁判所の召喚状に服するとともにその者の併合が裁判所から管轄権を奪わないならば、彼は当事者として併合されなければならない。⁽¹¹²⁾ この場合、請求者はその者を併合すべき適切な機会を与えるべきものとされる。⁽¹¹³⁾ 不併合を理由とする訴えの却下は最後の手段とされるべきであり、もっぱら裁判所の命令に対する故意の不遵守が存在する場合にのみなされるのである。併合が望ましい者を併合することができるときは、規則一九条(b)項に基づいてその者が不可欠的当事者であるか否かを判断する必要はない。なぜなら、(b)項は不在者を併合することができない場合にのみ適用されるからである。⁽¹¹⁴⁾

ところで、(a)項第三段は、原告として併合されるべき不在者が原告としての併合を拒否するときは、裁判所はその不在者について管轄権を有するならば、彼を被告として併合すべき」とを命じうると定める。被告として併合された者は、後に原告として再度配列されうる。この再配列 (realignment) は、その訴訟が州籍の相違に基づくものである場合、連邦裁判所の管轄権を保護することができる。通常の事例では、(a)項により被告として併合されるべき不在者は、その訴訟において原告と同一の利益を有しておりますおり、州籍の相違との関係では原告側に再配列されるべきである。⁽¹¹⁵⁾ しかし、(a)項によりある者が被告とされ、かつ理論上は原告とその利益の点で結合しているにもかかわらず明らかに

原告と敵対するような事例では、彼を被告としておへりとがより妥当な手続であらうとされる。⁽²³⁾ わかに(2)項第三段は、適切な事例では原告としての併合を拒む者を非任意的原告 (involuntary plaintiff) となしる旨を定める。ある者が非任意的原告とされるのは、彼が裁判所の管轄権外において、かつ訴訟の通知を受けたが併合を拒否する場合である。⁽²⁴⁾ したがつて、彼が裁判所の管轄権内においては、前述のように彼は召喚状を送達され被告とされなければならないのであり、非任意的原告とはなしえないとされる。⁽²⁵⁾

- (91) 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1604, at 32.
- (92) *Ibid.*; 3A MOORE, J. LUCAS & G. GROTEER, *supra* note 22, ¶ 19.01 [5], at 19-13.
- (93) 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1604, at 32. リオレーフレット、我が国の民事訴訟法は、必要的共同訴訟とされるべき場合について、めいぱい「訴訟の目的が共同訴訟人の全員について併合」にのみ確定すべき場合」とのみ規定し、具体的基準を規定していない(民訴六二条一項)。しかし、わが国におこりや、ある事件が必要的共同訴訟であるかどうかを判断するためには、連邦規則と同様にいくつかの具体的基準を明記しておへりとが望ましいと考えられる。例えば、①当事者とされない不在者の受けの不利益、②不在者が当事者として併合されない場合には多数の矛盾した裁判を受ける被告の不利益、③不在者を当事者としない場合の救済の適切性、④原告の救済の不存在の可能性、という基準をおへりとが望ましい。なお、現在、法務大臣の試問機関である法制審議会民事訴訟法部会により民事訴訟法の改正作業が進められており、その審議の結果が平成三年一月一一日に「民事訴訟手続に関する検討事項」として公表された。その検討事項の第二の一・(四)の(1)では、複数の者が共同してする一個の所有権(共有権)を対外的に主張する訴訟等一定の訴訟が固有必要的共同訴訟に該当することを法文上明確にやるべきのふたふとの考え方が示せられてる。
- (94) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTEER, *supra* note 22, ¶ 19.01 [5], at 19-11.
- (95) *Ibid.*
- (96) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, CIVIL PROCEDURE 338 (1985).
- (97) Prestenback v. Employers Ins. Companies, 47 F. R. D. 163 (1969). リの事件では、ある企業の被用者がその雇用の過程で受けた損害の賠償を求めて、その企業の二つの保険会社等を被告として訴えた。リの訴訟で原告は、州籍の相違に基づく管轄権との関係で、使用者、その役員または監督者などを併合してしまったため、被告が不可欠的当事者の不併合を理由に異議を申し立てた。Heebe裁判官は、一方の保険会社の保険の担保範囲は二万五千ドルを超過する場合に限定され、それ以下の部分は担保範囲ではない。また他方の保険会社の担保範囲は、当事者とされていない使用者の経営責任者に関するものであるといふ等を理由に、不在者は連邦規則一九条(a)項(1)に規定されるような、完全な救済の付与のために併合が望ましい者であるとした。しかし、りねる者の併合が不可能なため、手続を進行させるか否かの判断に移り、(b)項の第四の基準により、原告が州裁判所におこいやぐれの当事者を併合できない理由に訴えを却下した。
- (98) 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1604, at 37.
- (99) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTEER, *supra* note 22, ¶ 19.07 [2.-1], at 19-103; 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1604, at 39; J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 96, at 339.
- (100) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTEER, *supra* note 22, ¶ 19.07 [2.-1], at 19-106. 不在者の利益が在廷当事者により十分に代表されないとすれば、不在者側の要保護性が存在せず、したがつてその不在者の併合は要求されないと考えられる。また、単に論理上合意のみ確定すべき關係にあるにすぎない場合も、実体法上合意にのみ確定されるべき場合とくらべ、要保護性の程度が相対的に低い場合であると考えられる。むしろ、後者の場合そのような関係にある者が現に共同原告または共同被告として訴えられてる場合には、必要な共同訴訟の規定を準用して統一的な審判をはかることが望ましいと考えられる(準必要的共同訴訟の理論)。この点について、中村英郎「特別共同訴訟理論の再構成」中村宗雄先生古希祝賀記念論文集『民事訴訟の法理』一八七頁(敬文堂、昭四〇)〔民事訴訟論集第一巻〕所収、一九五頁以下、(成文堂、昭五二)。
- (101) 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1604, at 40-41.

(102) *Ibid. See also* *Bennie v. Postor*, 393 F. 2d 1 (10th Cir. 1968). リの事件では、原告が被告の娘の運転する車に追突され損傷を受けたため、被告の保険会社から賠償金を取り、やぐらの請求を放棄する旨の書面を作成した。しかしその後、後遺症により椎間板除去術を受けたため、家族用自動車の法理に基づいて被告とその娘を被告として損害賠償を求める訴えを提起した。しかし、被告の娘は所在不明となつており、召喚状を送達することができなかつた。被告は、一方で、このみ放棄を取り消し、所在不明の娘について放棄を有効とするにはではないか、その娘は不可欠的当事者であるとの異議を申し立てた。一審裁判所は、この異議を却下し原告勝訴の判決を言い渡したため、被告が控訴。控訴裁判所の Breitenstein 裁判官は、(b)項の諸基準に基づいて、被告は矛盾した裁判によりその娘に対する訴訟で不利益を受ける可能性があること、またその娘も在定期日を保障されるべきこと、しかし他方では訴えの却下により原告が他の救済方法を有しないことに言及した。そして、州籍の相違に基づいて連邦上の訴訟で実体法は州法に基づいていくべき問題となる州法では放棄は合意でなく個別的なものとされたことの理由で、outcome-determinative test に基いて一審判決を支持した。

(103) *7 C. WRIGHT & A. MILLER, supra note 74, § 1604, at 42.*

(104) 198 U. S. 215, 25 S. Ct. 625, 49 L.ed 1023. リの事件では、債務者の第三債務者に対する債権が、債務者の債権者に差し押さえられたため、第三債務者がこの債権者に債務を弁済した。その後、債務者が第三債務者に対して当該債務の支払いを求めて州裁判所に訴えを提起した。州最高裁判所は債務者勝訴の判決を言い渡したため、第三債務者が誤信審理申立人 (plaintiff in error) として連邦最高裁判所に訴えを提起。最高裁は、州が他州での適法な債権差押手続における判決に十分な信頼と信用を置くべきである、めた債務者は当該債権差押手続を争う機会を有したいとを理由に、原判決を放棄した。リの中で、最高裁は、多重債務の支払いを防止するための手段が裁判所の目的であり、第三債務者が債権者に対して有効な判決に基づいて弁済するならば、再度弁済を強制されねばならない旨述べる。 *Id. at 215, 25 S. Ct. at 628.*

(105) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTEER, *supra note 22, ¶ 19.07-1 [2.-2]*, at 19-112.

(106) *Ibid. ; F. JAMES & G. HAZARD, CIVIL PROCEDURE 535-537 (3d ed. 1985) ; see also Hass v. Jefferson National Bank of Miami Beach, 442 F. 2d 394 (5th Cir. 1971).*

(107) 3A *Id.* ¶ 19.07-1 [2.-2], at 19-113.

(108) 338 U. S. 366, 70 S. Ct. 207, 94 L. ed. 171 (1949). リの事件は、前掲注 (62) を参照。

(109) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTEER, *supra note 22, ¶ 19.07-1 [2.-2]*, at 19-113.

(110) 3A *Id.* at 19-122. *See Window Glass Cutters League of America v. American St. Gobain Corp.*, 428 F. 2d 353 (3d Cir. 1970). リの事件では、被告使用者と労働協約を締結しての原告労働組合が、原告のみ同一従業者による同一の作業を割り当てることとして、被告使用者に対しても労働協約上の苦情処理手続にて被告使用者が他の労働組合の被用者にその作業を割り当てることとして、被告使用者に對して労働協約上の苦情処理手続の開始を求めて提訴した。被告使用者は他の労働組合を被告として併合すべしと申立て、裁判所がこれを認容したが、原告は認めなかつたため、被告の却下の申立てを認容した。原告が控訴したが、控訴裁判所の Van Dusen 裁判官は、他の組合が併合されないとすれば、被告使用者はそれぞれ異なる仲裁判断の抗弁に服するに至りなり、矛盾した義務を負わねばならぬかない、規則一九条(2)項(2)に該当するとして、控訴を棄却した。

(111) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTEER, *supra note 22, ¶ 19.07-1 [2.-2]*, at 19-123.

(112) 3A *Id.* ¶ 19.07-2 [0], at 19-128.

(113) J. FREIDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra note 96*, at 340.

(114) *Ibid.* ; 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTEER, *supra note 22, ¶ 19.05 [2]*, at 19-82.

(115) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTEER, *supra note 22, ¶ 19.07-2 [0]*, at 19-128, and ¶ 19.07-1 [0], at 19-90.

(116) J. FREIDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra note 96*, at 340. リの事件は、現在民事訴訟法の修正手続を進めたる法制度議会民事訴訟法規は、前述のとくの審議の結果を「民事訴訟手続に関する検討事項」として取りまとめ公表した。リの検討事項の第116(1)・(2)・(3)では、複数の権力が共同所有關係にあるために原告側が固有必要的共同訴訟となる場合に、共同原告となる者が一部の者（例えば、全体の四分の一未満の者）が提訴を拒んだときは、その他の共同原告となるべき者は、訴えを提起するがゆゑに、提訴を拒んだものに限り、共同原告として訴訟に参加すべきことを命ずる申立てをするものとし、リの命令が発せられた場合は、当該訴訟の判決の効力は、参加すべしとを命じられたにもかかわらず参加しなかつた

た者に対しても及ぶとする考え方⁽¹⁾が示されてゐる。こののような提案に對して、複数の大学等から、こののような場合には提訴を担む者を被告として提訴するかがでありますかの意見が寄せられたとのいふやうである。この点につれて、柳田幸二=始閔正光=小川秀樹「民事訴訟手続に関する検討事項」に対する各界意見の概要⁽²⁾」ZBL五一二四六頁(平五)を参照。共同提訴を担む者は、被告として併合するかがでありますした方が、手続保障とより低い優れていますと述べる。また、井上裕典「利害関係人と当事者規律—当事者の併合と訴訟参加」シナリオ一〇一六四頁以下(平五)を参照。

(17) *Ibid.*

(18) 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1605, at 48; See also 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTEER, *supra* note 22, ¶ 19.06, at 19-83, and ¶ 19.03, at 19-48.

(19) 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1605, at 49; 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTEER, *supra* note 22, ¶ 19.06, at 19-83.

(20) 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 22, § 1605, at 47-48; 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTEER, *supra* note 22, ¶ 19.06, at 19-86.

(21) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTEER, *supra* note 22, ¶ 19.06, at 19-87.

(4) 不在者の併合が不可能な場合の裁判所の判断

規則一九条(b)項は、(a)項により併合が望ましと判断された者を併合するかができない場合、その者を併合せず手続を進行せらるが、それとゆその者の不併合を理由として訴えを却下するかどうかを判断するための四種の基準を定めている。提訴をする側に併合を不可能とする事情が存在する場合に、なお不在者および在廷当事者側の不利益

の程度(要保護性)を再吟味するにとより、手続を進行せらるかを判断しようとすゆものと考えられる。(b)項は、(a)項で併合が望ましとされた者が併合できない場合に手続を進行せらるかどうかを判断する基準を定めるものであるから、(a)項で併合が望ましとされる者が併合可能であるときは、(b)項の適用は問題とならない。(b)項は、判例上の経験から得られた四種の関連性を持つ考慮事由を規定しており、それらはある程度重複し、また特定の状況において適用である他の考慮事由を排斥するものではなじみれる。⁽²²⁾ まだ、本項において使用せらる不可欠的といふ用語は、もじばい結論を示す意味において使用せらる。すなわち、ある者は、彼を当事者とすることができるず、かつ前述のような諸基準の考慮に基づく、その者が不在であるとすれば訴訟を進行せらるよりも却下することができるまし」と判断される場合にば、不可欠的であるとみなされるのである。そじや、次に(b)項の定める四種の基準について考慮してみるにしたが。

(イ) 不在者および在廷当事者に対する不利益の程度

裁判所が考察しなければならない第一の基準は、ある者の不在のまま話し渡される判決が、その不在者または在廷当事者にどの程度の不利益を与えるかである。これは、併合が望ましい者を判断する基準である(a)項(2)と部分的に共通している。次のような諮問委員会の指摘が、この第一の判断基準の意義を最も良く述べてゐると思われる。すなわち、この第一の基準は、その訴訟の判決が不在者に対してもどのような結果を生じさせるかについて考慮させるものである。不在者は、実際的な意味で不利益を受けるであろうか、もしそうであるとすればその不利益は直接的でありかつ重大であるか、あるいは間接的であり重大ではないか。⁽²³⁾ また、在廷当事者に対して生じる判決の付隨的な結果も

評価されなければならないとされる。当事者は、不在者による新たな訴訟にさらされるだろうか、もしさうであるとすればその脅威はどの程度のものであるのか、である。⁽¹²⁶⁾ いずれの場合でも、裁判所は、不利益および後続する訴訟についての理論上の可能性ではなく実際の可能性を考慮しなければならないとされる。また、これに関連して、不在者が参加その他他の方法を通して自己の利益を守ることができたかどうかということも、これらの者に生ずる不利益の程度を再吟味する際の重要な考慮要素となると考えられるが、規則上は次の第二の判断基準である「不利益を軽減することのできるその他他の方法」として考慮されるべきものとされている。⁽¹²⁷⁾ また、この不利益の要素は、選択的に適用しうるものとされる。それゆえ、判決が不在者にエストッペルを生じさせるかどうかが明らかでない場合、もしその効力が生じるとすれば不在者に対する不利益の危険が存在し、そうでない場合は被告を矛盾した債務にさらすであろう。ところで、当事者は在廷しており自らの利益を守ることができるから、彼らに対して生ずる不利益に基づいてその訴訟手続において異議を申し立てるときは、不在者に対して生ずる不利益に基づく場合とは異なり適時になされなければならず、適時に異議申立てがなされないとときは、当事者の欠缺は上訴審において考慮されるべきではないとされる。⁽¹²⁸⁾ これは、在廷当事者が異議を申し立てる場合として、不在者を不利益な判決から保護することを目的としてなす場合と、不在者の欠缺する訴訟から自らの利益を保護することを目的としてなす場合とに区別し、後者の場合は、在廷当事者は適時に異議を申し立てうる立場にあつた以上、適時の申立てをしなかつたことの責任を、在廷当事者の要保護性の判断のための一つの資料とするものと考えられる。

(ロ) 不利益の軽減の可能性

不在者の不在のまま手続を進行させるべきかどうかを判断する第一の基準として、(b)項は、判決における保護条項、救済方法の形成、またはその他の方法により裁判所がどの程度不利益を軽減することができるかを擧げる。それゆえ、この第二の判断基準は、前述した不利益の程度を考慮すべきであるとする第一の判断基準と関連している。⁽¹²⁹⁾ また、この第二の判断基準は、原告が満足を得ることのできる裁判所で利害関係を有するすべての当事者を併合することができないような場合、裁判所が訴え却下に代わる方法を探し出すことを義務づけている。したがって、それはその訴訟が不在者の不併合を理由として却下されるとすれば、原告が救済方法を全く奪われてしまうかどうかを裁判所が判断するよう指示している第四の基準とも密接に関連している。⁽¹³⁰⁾ ところで、このような不利益を軽減するための方針として指摘されているものは、次の通りである。第一に、不在者もまた請求権を有している保険上の基金が、多数の請求者のうちの一部の者より消耗される可能性があるときは、裁判所はその不在者が訴訟を提起するならばその訴訟を含め、その基金に関するすべての訴訟が終了するまで、基金に対する判決に基づく支払いを延期するよう命じることによつてもまた保護を受けることができる。契約の取消し(rescission)または履行が不在者に不利益を与える場合、金銭判決を付与することがその良い例であるとされる。⁽¹³¹⁾ 第三に、その訴訟において種々の権利が争われている場合、裁判所は不在者の特定の権利に影響を与えないよう判決を限定することができ、訴えを却下する前にこの可能性を考慮しなければならないとされる。そして、第四に、裁判所が考慮しなければならない不利益軽減の方法には、

不在者または在廷当事者自身が不利益を軽減するためにとることのできる方法も含まれる。⁽¹³⁶⁾ すなわち、まず第一に、多数の訴訟という不利益に直面した被告は、防御的インター・プリーダーの方法により、または裁判所の付帶的管轄権(ancillary jurisdiction)に基づくイム・プリーダーもしくは規則一三条(b)項の反訴を提起することにより、最初の当事者として併合することのできなかつた不在者を引き込むべき地位にある。規則一九条(b)項の衡平と良心という概念は、在廷当事者が不利益という脅威を取り除くための方法をとるよう義務づけられていることを予想しているとされる。⁽¹³⁷⁾ 第二に、規則一九条(c)項によりその訴訟の係属を通知されるべき不在者もまた、自発的に訴訟に出頭し、または付隨的裁判権に基づき参加することにより自らの利益を保護することができないときは、それらの双方は放棄することができるから問題はない。⁽¹³⁸⁾ 地の瑕疵を理由として不在者を併合することができないときは、地の瑕疵を理由として不在者を併合することができないときは、それらの双方は放棄することができないときは、それらの双方は放棄することができるから問題はない。⁽¹³⁹⁾ しかし、参加者の在廷が訴訟の主題に関する管轄権(事物管轄権)について瑕疵を生じさせるとときは、困難な問題が生じる。⁽¹⁴⁰⁾ これは、付帶的管轄権の法理の適用が連邦規則二四条(a)項の権利参加(intervention of right)には認められる一方で、規則一九条の不可欠当事者には認められないことになる。したがって、不可欠的当事者は、付帶的管轄権の法理に基づいて規則二四条(a)項の権利参加することはできないことになる。⁽¹⁴¹⁾ さらに、諮詢委員会が指摘するように、裁判所は以上のような要求が不在者に不当な困難を負わすかどうかをも考慮すべきであるとする。⁽¹⁴²⁾ 一定の状況の下では、不在者が参加しうる場合に参加しないことは、不利益の可能性の問題と関連するものとされている。⁽¹⁴³⁾

(八) 判決の適切性

規則一九条(b)項における第三の判断基準は、ある者の不在のまま言い渡される判決が適切なものであるかどうかということである。この基準は、併合できない者に対しては判決の拘束力を及ぼすことができないことから、裁判所が結局は意味のないまたは不完全な救済を付与することになるような訴訟の進行を防止することにより、訴訟経済を促進しようとするものである。これは、規則(a)項と関連し、また(b)項の第一および第二の基準とともに、次に述べる原告が救済を有する可能性という第四の基準とも関連する。⁽¹⁴⁴⁾ したがって、規則一九条(b)項は、裁判所が最終的に付与する救済が、原告の違法行為の主張に対する適切な救済であるか、あるいはそれが原告に対してもっぱら部分的な賠償を認めるにすぎず、他の訴訟を生じさせるものであるかどうかを判断することを指示している。⁽¹⁴⁵⁾ これに関連して、連邦最高裁判所は、この第三の基準が紛争の完全な、矛盾のないかつ効率的な解決という裁判所の利益と公益にかかるものであることを指摘すると同時に、事実審理の後においては、効率性という考慮は審理に要する時間と費用がすでに費やされてしまつたという事実をも含む旨を述べている。⁽¹⁴⁶⁾ この点は、判決の適切性という基準 자체が、時間の経過や費用の出捐という要素をも含めて相対的に判断される事項であることを示しているように思われる。

(二) 原告が救済を有する可能性

規則一九条(b)項における第四の判断基準は、もしその訴訟が不併合を理由に却下されるとすれば、原告が適切な救済を有することができるかどうかというものである。前述のように、手続の進行により不在者が判決の不利益な影響を受け、あるいは在廷当事者が多数の訴訟に直面するという不利益を受けるときは、規則一九条は手続を進行させな

じめのふすなじとよりいわゆるの利益を保護していく。しかし他方では原告もまた特定の裁判所において救済を受けねじら利益を有しており、いのよだな原告の利益を保護する必要もある。⁽¹⁴⁸⁾ 原告が救済を有する可能性という第四の基準は、いのよだな原告の利益と、これに対立するものとしての不在者または在廷当事者の有する利益とを調整するための基準であると考えられる。併合が望ましく行われる者を併合することができる場合に、原告がなおすべての当事者を併合するとのやかぬ法廷を有するならば、その者を不可欠的当事者として却下しても不當とはいえないであらう。これに対して、原告が他に救済を受けないとのである法廷を全く有しないならば、裁判所はその者を不可欠的当事者とは扱わずに手続を進行せん方向をとると考えられる。もつとも、他の法廷が存在しないことは、規則一九条(b)項により考慮されるべき多くの要素のうちの一つにすぎず、それゆえたとえ原告が他の法廷でその請求について主張をすることができない場合でも、裁判所が訴えの却下を余儀なくされる状況が存在するものとされる。次に幾つかの事例について検討してみると、まず第一に、当事者の不併合が有効な召喚状送達の欠缺に基づくものであるとかは、原告を法廷地州の州裁判所の救済に委ねる」とはできないであらう。なぜなら、地方裁判所における召喚状の送達の範囲は、州裁判所のそれと同一がそれ以上に及ぶからである。それゆえ、第二に、すべての当事者を併合する」とができる地方裁判所や、すぐての当事者について裁判地が適切とされるようない方裁判所が存在しないときは、裁判所は不在者を不可欠的な者は判示してこなかつた。⁽¹⁴⁹⁾ 第三に、適切な救済を有する可能性という基準を適用してきた事例の多くは、併合が望ましく行われる者の併合が州籍の相違を破壊するような場合である。州裁判所における救済が有効であるとかは(live)は、地方裁判所は州籍の相違を不適切なものとみなしてきた。そして、いの場合は、すでに

に時間と費用が費やされだとじら觀点から訴訟経済が一つの要素として考慮されてきたが、單に原告が州裁判所において最初から訴訟をやり直さなければならぬ」という事実のみでは、却下は否定されないものと考えている。⁽¹⁵⁰⁾

- (22) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 22, ¶ 19.07-2 [0], at 19-128, and ¶ 19.07-1 [0], at 19-90(2d ed. 1990).
- (23) See COMMITTEE NOTE OF 1966 TO PRESENT, REVISED RULE 19, reprinted in 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 122, ¶ 19.01 [5], at 19-12(2d ed. 1990); 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1608, at 66.
- (24) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 122, at 19-13.
- (25) 3A *Id.* at 19-12.
- (26) *Ibid.*
- (27) 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1608, at 68.
- (28) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 122, ¶ 19.07-2 [1], at 19-139.
- (29) 3A *Id.* at 19-143.
- (30) 3A *Id.* at 19-142.
- (31) 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1608, at 70.
- (32) 7 *Id.* at 71.
- (33) See Provident Tradesmen's Bank & Trust Co. v. Patterson, 390 U. S. 102, 88 S. Ct. 733 (1968). これは、新規則一九条制定後のリードマーハーク・ケースとなつた事件である。自動車の所有者の許可を得てその自動車を運転していた者が一人の同乗者とともに走行中、トラックと衝突し、自動車のトラックの運転手および同乗者の一人が死亡し、他の一人が重傷を負った。死亡した同乗者の遺産管理人が、自動車の所有者の保険会社および自動車の運転手に対して、その運転手が所有者の許可を得ていたとの確認を求めて連邦裁判所に訴えを提起し、その際、原告側と同一の州籍を有していた所有者は原告側または被告側の

いすれにも併合されなかつたが、その点は一審では言及されなかつた。原告勝訴の一審判決に対して、控訴裁判所は所有者が不可欠的当事者でありかつその被告としての併合が州籍の相違を破壊することを理由に、訴えは却下されるべきであると判示したため、原告が上告。連邦最高裁は、規則一九条を詳細に検討して所有者が不可欠的当事者ではないと判示したが、その理由の一つとして、所有者自身もまた保険会社に対する権利を有するが、その所有者に対するまたは彼による訴訟が係属する間は、原告への保険金の支払いを保留することにより、所有者に生ずる不利益を回避することができることを指摘した。

(134) See Television Reception Corp. v. Dunber, 426 F. 2d. 174 (6th Cir. 1970). ハ)の事件では、原告と被告との間で、被告が原告のために二〇年の有線テレビの放送に関する権利を市から得る契約をしたにもかかわらず、詐欺により被告自身がその権利を市から得たと主張して、原告が被告に対して、擬制信託の法理に基づき当該権利の原告への移転を求め、予備的に損害賠償を請求して、連邦裁判所に訴えを提起した。原告の請求を棄却した第一審裁判所に対して、原告が控訴し、市は本件において不可欠的当事者であることを理由として本訴の却下を求めた。控訴裁判所の McCree 裁判官は、市はその裁量により被告を妥当な入札者と判断しており、判決により原告と当該権利についての合意を強制することは適当でなく、したがつて擬制信託を求める救済方法は適切でないこと、また他の金銭賠償については市は当事者とされる必要はないとして、市は規則一九条(a)項の当事者に該当しないと判示した。しかし、判決も指摘するように、市が被告との詐欺にかかわっている場合は、救済方法が適切とされ不可欠的当事者とされる可能性があり、その場合は規則一九条(b)項の第二の基準の問題とされる可能性があると考えられる。

135) See Hudson v. Newell, 172 F. 2d. 848(5th. Cir. 1949). 」の事件では、原告が州籍の相違に基づく管轄との関係から対立する多数の請求者のうち数名の者のみを被告として、土地およびその土地から湧出する石油についての権限の確定と、被告石油会社への土地の賃貸借に基づいた、石油の八分の一にあたる権利の計算を求めて連邦裁判所に訴えを提起した。第一審裁判所は、不可欠的当事者の欠缺を理由に訴えを却下したため、原告が控訴。控訴裁判所の Sibley 裁判官は、土地等に対する権原の確定については不可欠的当事者の不在のまま手続を進行させることはできないが、原告がもっぱら在廷当事者に対する関係で石油等についての計算を求めていること、一定の部分的な利益については他のすべての利益を併合することなく計算すること

ができること、対人判決という形での部分的な救済を付与することができることを指摘し、判決を破棄差し戻した。

122, ¶ 19.01 [5], at 19-13, and ¶ 19.07-2 [2], at 19-144.

[2], at 19-14; Kaplan, *supra* note 72, at 366. See also Kelly v. Commercial Union Ins. Co., 709 F.2d 973 (5th Cir. 1983); *id.*

事件では原告の家屋が火災で消失したため、被告保険会社に対して保険金の支払いを求める訴えを州裁判所に提起したが、その事件は被告の申立てに基づき州籍の相違を根拠として連邦裁判所に移送された。一審裁判所は原告の請求を認容したため、被告が控訴し、原告の家屋に譲渡抵当権を有しており保険金の受取人となっている貯蓄貸付組合が不可欠的当事者であると主張した。控訴裁判所の Randall 裁判官は、被告がかつて貯蓄組合に対して保険金の支払いを申し出たにもかかわらず、貯蓄組合が原告の財産に対する他の保証に基づいてその利益を確保するためその受領を拒否しており、被告が重複した責任を負わされる危険が少なく、また仮にそのような危険があるとしても、被告自身も連邦規則二二条のインター・プリーダーの規定により貯蓄組合を引き込むための反訴を提起することができたことを指摘して、一審裁判所が手続を進行させたことは妥当であったと判示した。連邦法上のインター・プリーダー（競合権利者確定訴訟）には、連邦規則二二条に規定されるものと、連邦制定法により規定されるもの（28 U. S. C. § 1335）とがある。前者は対物管轄権上連邦問題と州籍の相違は係争物受寄者と請求者との間に存在することが必要とされ、請求者間には必要とされない。これに対して、後者は、州籍の相違に基づく事件について認められ、州籍の相違は請求者間に存在することが必要とされ、請求者と係争物受寄者との間には必要とされていない。また、対人管轄権についても、前者は通常の民事訴訟事件と同一に扱われるのに對し、後者は全国的な召喚状の送達が可能とされている。この点について、*see J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, supra note 96, at 770-774 ; see also Freer, Rethinking Compulsory Joinder ; A Proposal to Re-structure Federal 19, 60 N. Y. U. L. Rev. 1093-1094, nn. 153 & 159 (1985) ; Miller, Ancillary and Pendent Jurisdiction, 26 SOUTH TEXAS L. J. 10-11 (1985).* もう一つ、在廷当事者が採りうるイム・プリーダーの対象とされる不在者は、そもそも(a)項の規定する併合が望ましいとされる者に該当

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（四）（小松）

」などしる評議會の場合が多しと見えた。

- (38) 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1608, at 75; 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 122, ¶ 19.07-2 [2], at 19-144; *Fernandes v. Limmer*, 663 F. 2d. 619 (5th Cir. 1981). 以上の事件では、クラシック・ナ・神の信者が、空港内でのルートの配布と募金活動を規制する条例の規定が不明確であり、表現の自由の事前抑制に該当し違憲であると主張して、空港当局はこれを「該条例の無効確認」とその執行の禁止を求める訴えを提起した。第一審裁判所は原告勝訴の判決を言い渡したため、被告が控訴し、空港のターミナル・ビルを賃借してくる航空会社はその判決により不利益を受けるが、訴訟は却てやねぐれである等と主張した。控訴裁判所の Williams 裁判官は、第一審裁判所の判決は、賃借人たる航空会社が出発ロッキーや売店等での信者の行動を制限する権利について判断したのではなく、当該条例により規制を行なう空港当局の権限について判断したものであるから、航空会社の権利に不利益を与えないこと、また航空会社自身がその訴訟により不利益を受けないと考えたため、第一審裁判所が参加を促したにもかかわらず、参加を拒否したりとを指摘し、第一審裁判所が手続を進行させたりとは適法であると判示した。裁判所が、航空会社の併合の問題を(a)項の問題として取り扱おうとしたのか(b)項の問題として取り扱おうとしたのかは明確でないが、参加の可能性を不在者の要保護性の判断の基準の一つにしたいとは、注目される。 See also *Provident Tradesmens Bank & Trust. Co. v. Patterson*, 390 U. S. 114, 88 S. Ct. 740 (1968).

- (39) 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1608, at 76.
- (40) 米国の民事訴訟における管轄権には、対物的管轄権と対人的管轄権とがあり、連邦法上の対物的管轄権は州に制定法上認められる州法上のものである。付帯的管轄権(ancillary jurisdiction)とは、付帶的管轄権(pendent jurisdiction)とともに裁判例法上の管轄権に属するものの一つである。付帶的管轄権とは、典型的な事例では、原告の被告に対する請求が州籍の相違または連邦問題に基づくものである場合で、被告が、他の被告、原告または第三者に対しても同様性のある請求がそれらの要件を満たさないため、その裁判所に被告の請求についての管轄権を認めるものである。そして、この管轄権は、必要な反訴、共同訴訟人間請求、イム・アリーダー、インター・アリーダー、権利参加について承認された。これに対して、付隨的管轄権とは、典型的な事例では、原告が連邦問題に基づいて州籍の相違しない被告に訴えを提起し、これに同一被告に対する
- (41) 対する問題ある州法上の請求をなす場合、裁判所は、その州法上の請求についての管轄権を認めねばならない。以上の点について、J. FREIDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 96, at 65-81. また、田中英夫編・英米法辞典五〇頁および六三一頁(平成二年)を参照。
- (42) 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 122, ¶ 19.01 [5], at 19-13.
- (43) Kaplan, *supra* note 72, at 365-366.
- (44) See 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1608, at 77.
- (45) *Ibid.*; 3A J. MOORE (et al.), *supra* note 122, ¶ 19.07-2 [3], at 19-149.
- (46) 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1608, at 77.
- (47) See *Provident Tradesmens Bank & Trust Co. v. Patterson*, 390 U. S. 102, 88 S. Ct. 733, 19 L. ed. 2d. 936.
- (48) 3A J. MOORE (et al.), *supra* note 122, ¶ 19.07-2 [4], at 19-153.
- (49) 7 C. WRIGHT & A. MILLER, *supra* note 74, § 1608, at 81.
- (50) 3A J. MOORE (et al.), *supra* note 122, ¶ 19.07-2 [4], at 19-158.
- (51) *Ibid.*
- (52) 3A *Id.* at 19-160.